

意	見	募	集	期	間				
1	2	/	1	9	~	1	/	1	7

葉山町障害者福祉計画

(素案)

素案の記載内容については、今後、一部追加及び修正を行うことがあります。
また、第4章の各種数値は、現時点のものであり、今後変動することがあります。

平成23年12月
葉山町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定にあたって	3
2 計画の性格と期間	8
第2章 障害者（児）の現状と課題	11
1 人口の状況	13
2 障害者数の推移	14
3 身体障害者	15
4 知的障害者	17
5 精神障害者	19
6 障害福祉サービス等の利用状況	21
7 アンケート調査結果の概要（障害のある人・一般町民）	27
8 アンケート調査結果の概要（事業所・地域作業所）	43
第3章 障害者施策の方向（障害者計画）	51
1 基本的な考え方	53
2 施策の体系	57
第4章 障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の方向（障害福祉計画）	87
1 障害福祉サービスの全体像	89
2 障害福祉サービス等の見込み	90
3 地域生活支援事業の概要	112
4 地域生活支援事業の見込み	113
5 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	119
6 平成26年度における目標値	120
第5章 計画の推進	127
1 計画の推進のために	129
2 推進体制の整備	129
資料編（最終案には計画に関する資料を掲載予定）	

第 1 章

計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

障害者を取り巻く国の動向

我が国では、障害のある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障害者施策が総合的に展開されてきました。

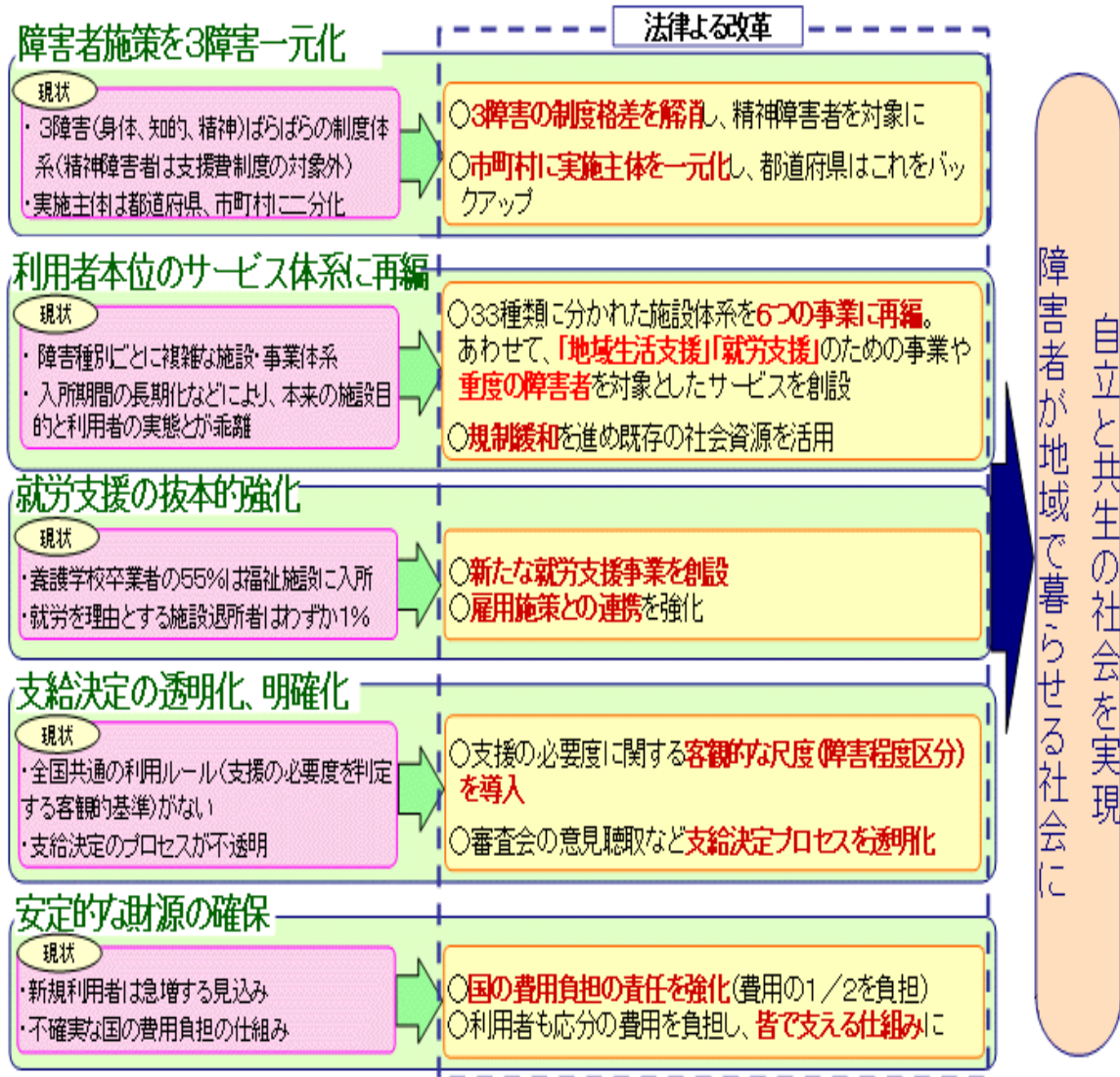
中でも平成5年に改正された障害者基本法においては、障害のある人の自立と社会参加をさらに推進するため、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて障害者に関する新長期計画及びその重点施策実施計画が実施されてきました。

平成15年4月には、身体障害者・知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は従来の行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度へと大きな転換が行われました。この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障害のある人が地域で安心して暮らせるための基盤の整備が大きな課題となっていました。

これらの課題に対応すべく、平成18年4月には、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指して「障害者自立支援法」が制定されました。この障害者自立支援法では、精神障害を含め、すべての障害のある人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われました。

しかし、障害者自立支援法のポイントの1つである利用者負担は、多くの障害者の自己負担が増加する結果となり、平成19年度・20年度は低所得者世帯への月額負担上限額の引き下げ、事業者への激変緩和措置などの特別対策、平成20年度は利用者負担の更なる軽減、事業者の経営基盤の強化などの緊急措置、平成22年度は低所得者の利用者負担の無料化が実施されたものの、制度全体に対する全国的な見直しの高まりにより、平成21年9月に発足した連立政権において、制度全体の見直しがされることとなりました。

障害者自立支援法のポイント（厚生労働省）



障害者制度改革の動き

国連の「障害者の権利条約」では、障害のある人の権利を守るということが決められました。日本の法律や制度をこの条約の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくするために、政府は平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置、平成22年1月から障害のある人の参画を得て「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の改革についての議論が行われています。

政府では、平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、横断的課題における改革の基本的方向性として、「障害者基本法」の抜本的改正、「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）等の制定、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定が示されました。

障害者施策をめぐる最近の動き

障害者自立支援法の施行

平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供する仕組みとする、障害のある人が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指す、全国どこにいても公平なサービスを利用できるための手続きや基準の透明化、明確化を図る、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支えあう仕組みを強化することなどがポイントです。

障害者自立支援法は平成18年4月から施行され、10月から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されています。

発達障害者支援法の施行

平成17年4月から発達障害者支援法が施行されました。発達障害は、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障害者への学校教育における支援及び就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

障害者雇用促進法の改正

働いている、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

学校教育法等の一部改正

平成19年4月から、「特殊教育」は、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換し、また、盲・ろう・養護学校は特別支援学校への転換が行われました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

「障害者権利条約」の成立

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人(国連推計)とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。なお、この条約は20か国が批准した時点で発効するものであり、我が国においても批准に向けた制度の整備等の準備が進められています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の成立

平成23年6月、障害者の権利利益の擁護を資することを目的として、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置を定めた法案が成立されました。(平成24年10月施行)

障害者基本法の一部を改正する法律の施行

平成23年8月、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法の障害者の定義が見直されるとともに、差別の禁止、療育、防災及び防犯など新たな規定が追加されるなどの改正がありました。

(2) 計画策定の趣旨

障害のある人を取り巻く社会情勢は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化や障害の重度化、重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

こうしたなか、障害のある人にとって最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の中核機関として、福祉施設等のサービス提供事業者や国及び県の所管する機関との連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を整備する必要があり、平成16年の障害者基本法改正により市町村における「障害者基本計画」の策定が義務づけられています。

葉山町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、障害のある方がその障害ゆえに不利益が生じることのない、また、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくりを目指して障害者施策の推進を図ってきました。また、平成17年には、法律や制度の変化に対応するため、実態調査や前計画の施策別評価などを踏まえた計画の見直しを行い、平成18年には障害者自立支援法に基づく「葉山町障害福祉計画(第1期)」の策定を、平成20年には障害のある人を取り巻く大きな制度変化に対応するために「葉山町障害者計画」と「葉山町障害福祉計画(第2期)」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を策定し、サービスの推進に努めてきました。

本年度は「葉山町障害者福祉計画」の障害福祉計画(第4章)が計画期間を満了するのに対し、障害者計画(第3章)の計画期間は6年計画の折り返し時期を迎えます。そこで、障害者計画(第3章)は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、障害福祉計画(第4章)は第3期の計画を策定し、障害者施策の更なる推進を目指すものです。

なお、本計画においては、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障害者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられ、本計画策定の委員会においても、当事者や家族の声を参考にしつつ、これらの表現の可能性について検討しました。その過程で、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われること、そのため町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、本計画の見直し時期において「障害者」に替わる適当な表現を作り出す必要性を問題提起とし、現時点では「障害のある人」という表現を使うこととします。

ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの表記は従来そのままとします。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

- ・この計画は、障害者計画と障害福祉計画を一体的に定めたものであり、葉山町における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。
- ・この計画は、国及び県の障害者計画の内容を踏まえるとともに、第3次葉山町総合計画の部門別計画として、高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画など、町他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- ・この計画は、アンケート調査や委員会、パブリックコメントなどによる町民意見を反映して策定しています。

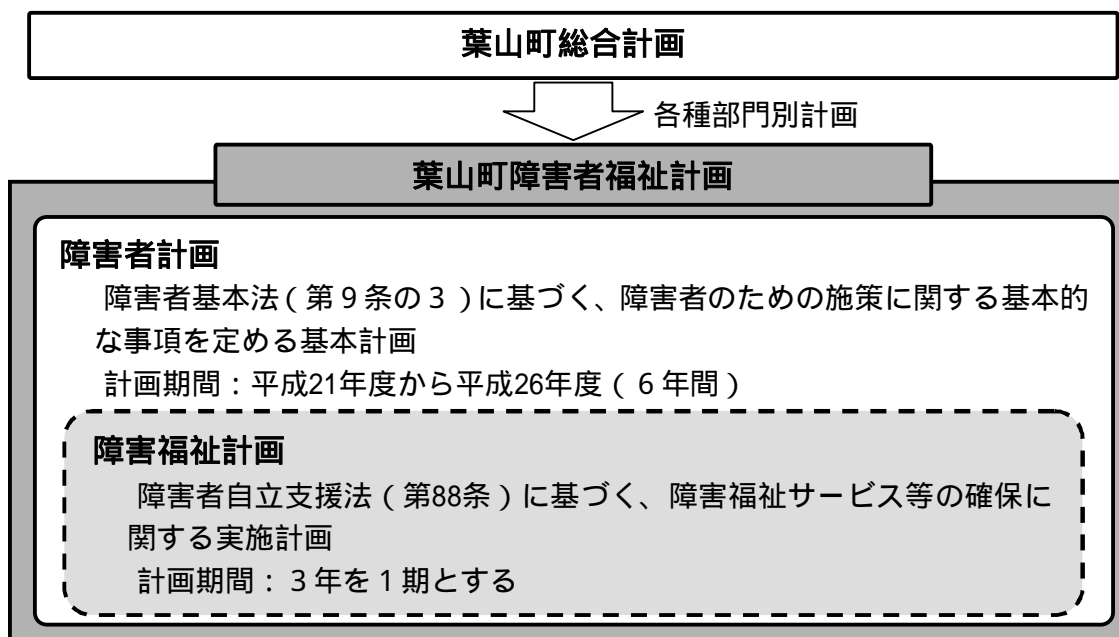
障害者計画

障害者基本法第9条の3に定める市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者自立支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「障害者計画」「障害福祉計画」の位置づけ

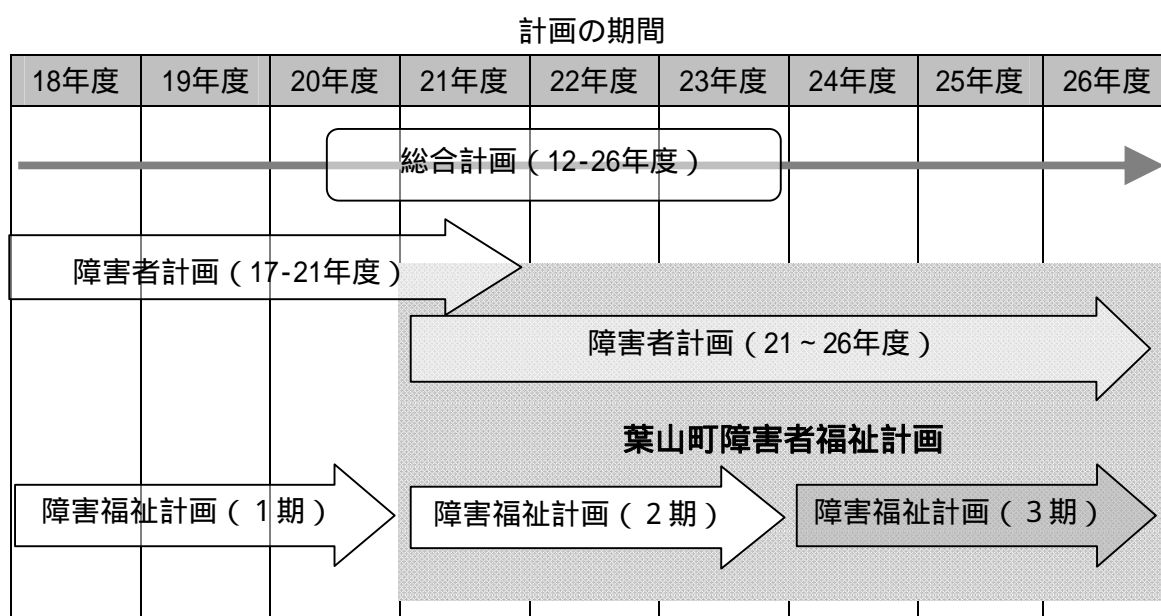


(2) 計画の期間

障害者計画は、町の総合計画の期間に合わせて、平成21年度から平成26年度までの6年間を計画期間とします。

障害福祉計画は、平成23年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

なお、本計画は平成25年8月までの実施を目指している障害者総合福祉法（仮称）など国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



(3) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいいます。

これまで、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）や高次脳機能障害など、障害者手帳制度の対象とはなっていない「制度のはざま」となっている人がいました。平成22年12月の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、障害者の範囲の見直し等が明示され、障害者自立支援法の対象となりました。

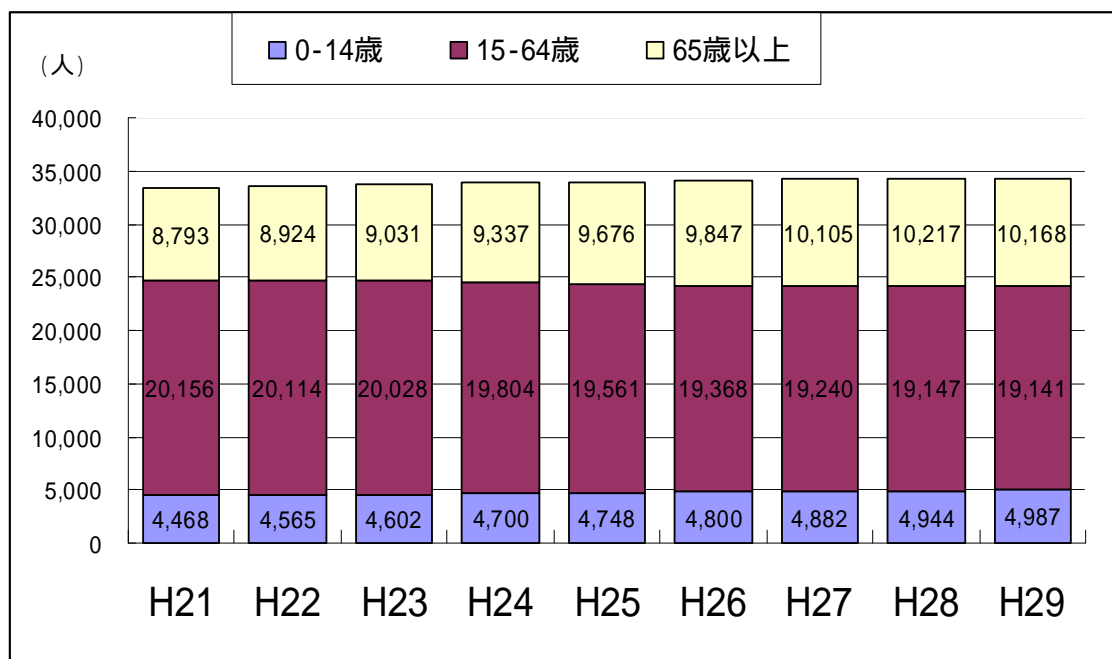
第2章

障害者（児）の現状と課題

1 人口の状況

本町の総人口は、平成23年10月1日現在で33,661人、65歳以上人口は9,031人となっており、総人口及び高齢者人口とも増加しています。

【平成21年から平成29年の人口の推移】



(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
65歳	8,793	8,924	9,031	9,337	9,676	9,847	10,105	10,217	10,168
15～64歳	20,156	20,114	20,028	19,804	19,561	19,368	19,240	19,147	19,141
0～14歳	4,468	4,565	4,602	4,700	4,748	4,800	4,882	4,944	4,987
総人口	33,417	33,603	33,661	33,841	33,985	34,015	34,227	34,308	34,296

総人口：住民基本台帳（各年10月1日現在）平成23年のみ7月1日としています。

人口推計はコーホート変化率法により推計しています。

推計値については小数点第1位を四捨五入しています。

2 障害者数の推移

町の障害者数（平成23年4月1日現在 各手帳所持者数）は全体で1,145人、その内訳は身体障害者が912人、知的障害者が108人、精神障害者が125人となっています。

総人口に占める障害のある人の割合をみると、身体障害者は2.71%、知的障害者は0.32%、精神障害者は0.37%、全体で3.40%となっています。

各障害とも年々若干の増減があるものの、総人口に占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

町の障害者数

（単位：人）

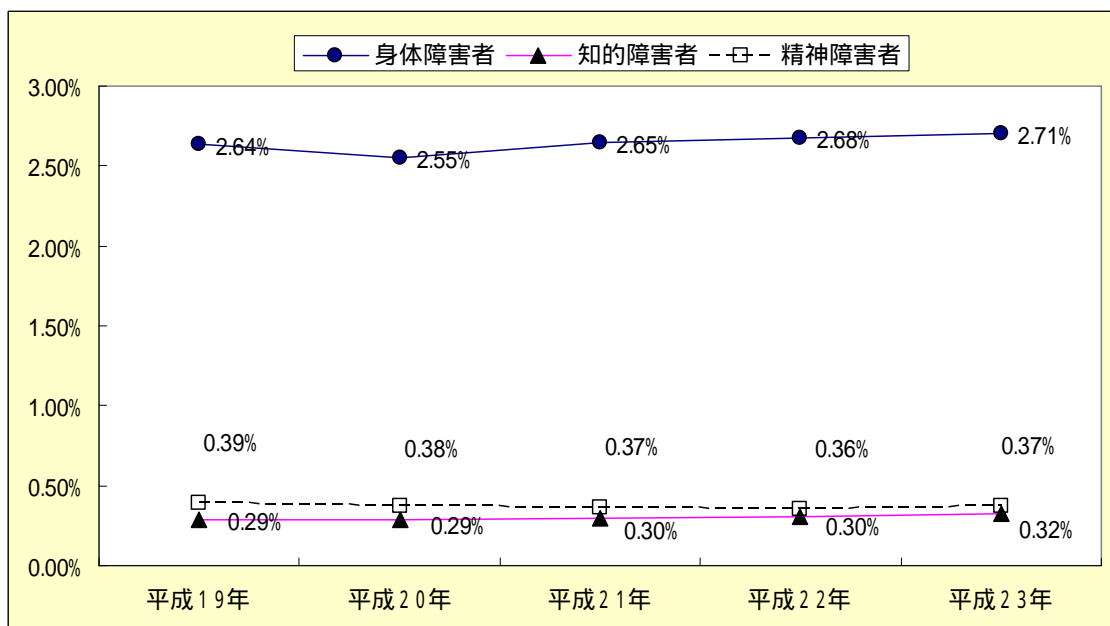
区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	31,919	33,241	31,711	31,919	33,241
身体障害者	842	848	881	897	912
内18歳未満	16	13	14	16	15
知的障害者	91	96	100	102	108
内18歳未満	21	17	19	21	27
精神障害者	124	125	122	119	125

総人口：住民基本台帳（各年4月1日現在）

身体・知的：葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）

精神：神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」（各年3月31日現在）

総人口に占める障害のある人の割合の推移

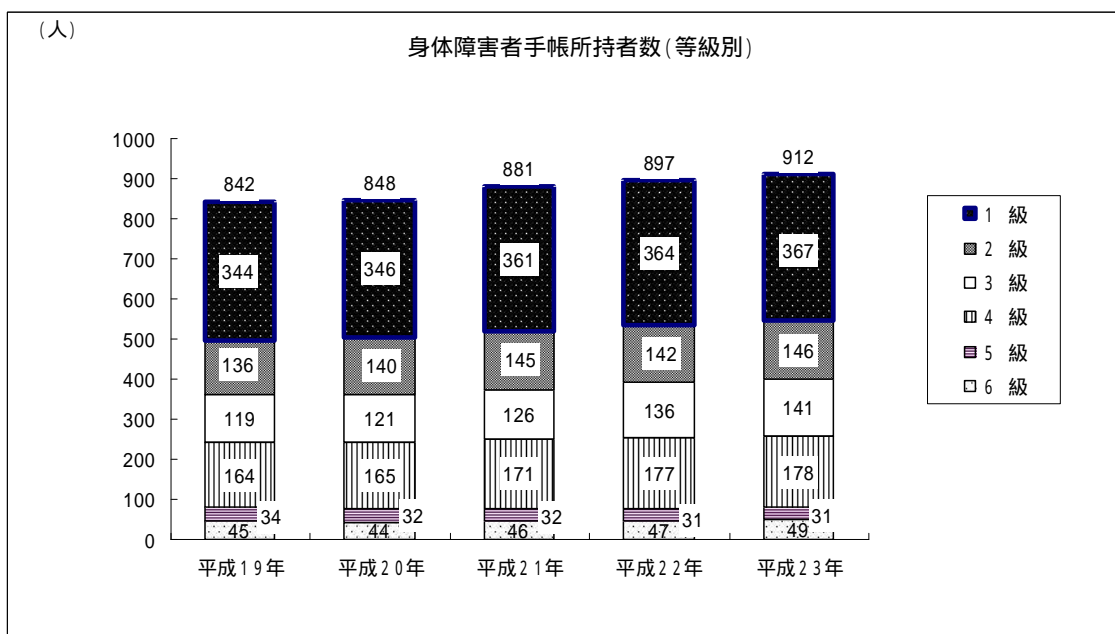


各年4月1日現在

3 身体障害者

平成23年4月1日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が474人（全体の52%）と最も多く、次いで内部障害318人（同35%）、聴覚障害74人（同8%）、視覚障害44人（同5%）の順となっています。

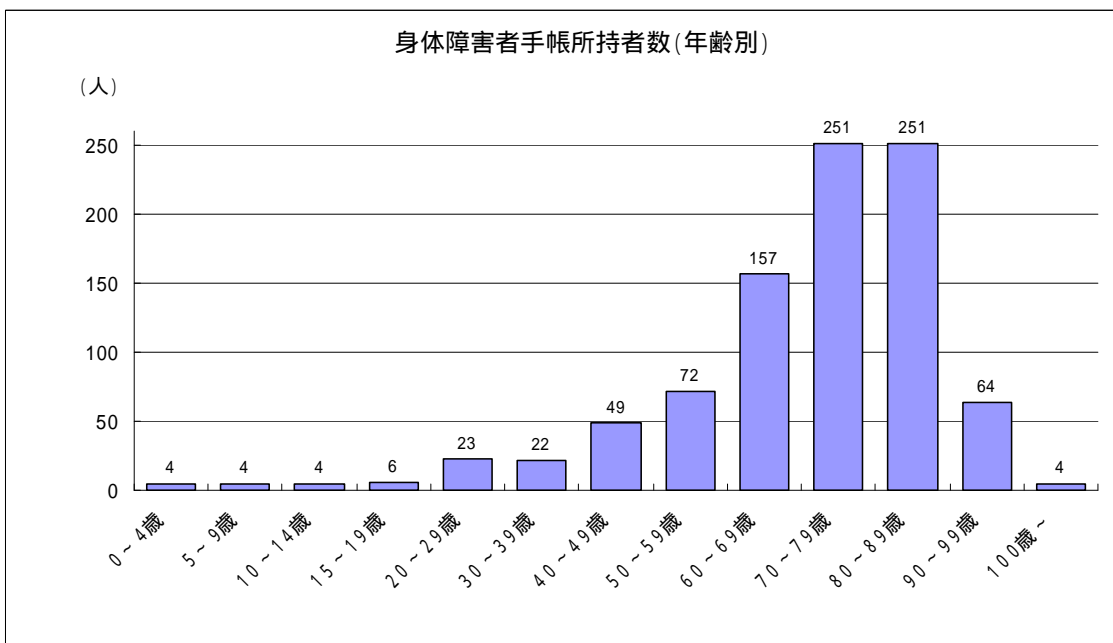
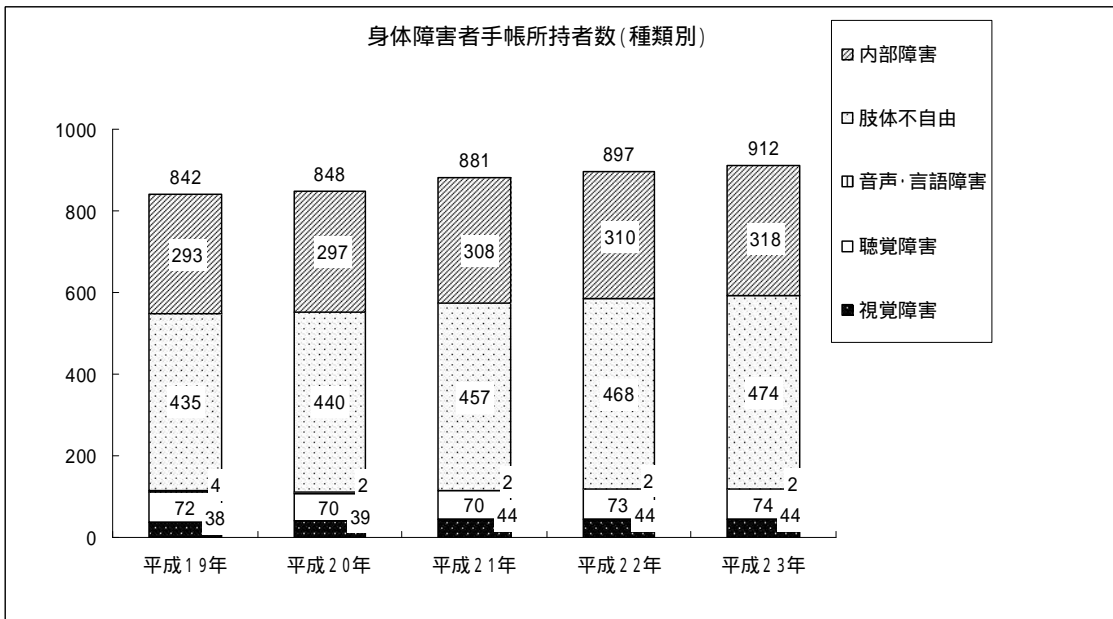
平成19年の状況と比較すると、障害種類別では音声・言語障害は減少していますが、内部障害と身体障害は増加しています。また、障害程度別では1級の占める割合が増加しています。



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	344	346	361	364	367
2級	136	140	145	142	146
3級	119	121	126	136	141
4級	164	165	171	177	178
5級	34	32	32	31	31
6級	45	44	46	47	49
合計	842	848	881	897	912

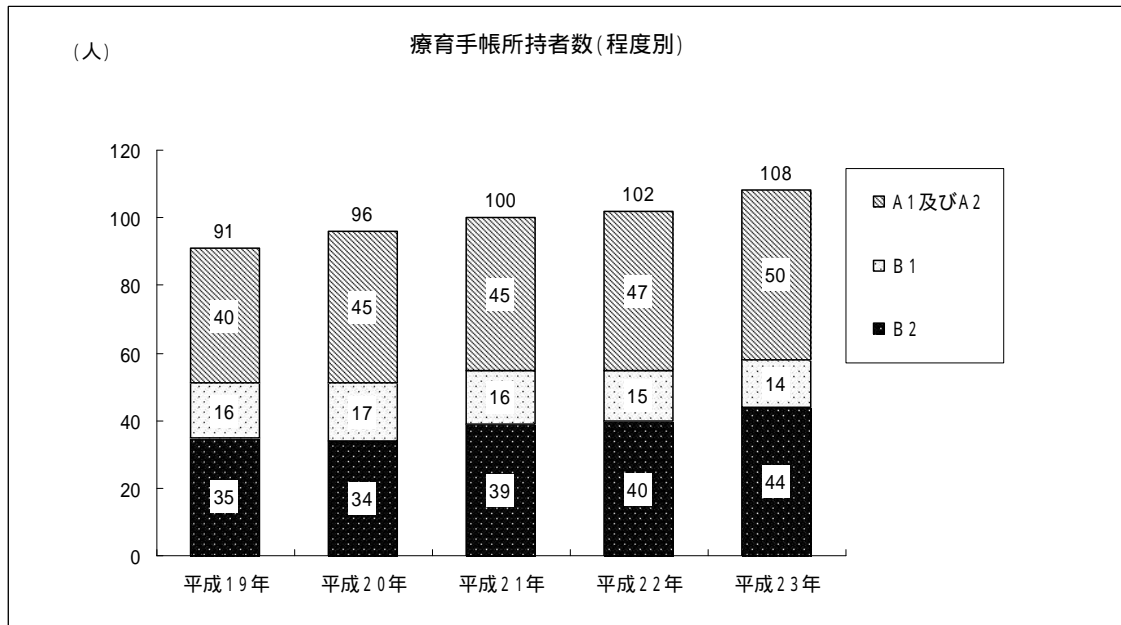
葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）



4 知的障害者

平成23年4月1日現在における知的障害の程度別の状況は、A1及びA2が50人（全体の46%）、B1が14人（同13%）、B2が44人（同41%）となっています。

平成19年の状況と比較すると、全体としてほぼ横ばいの状態が続いています。

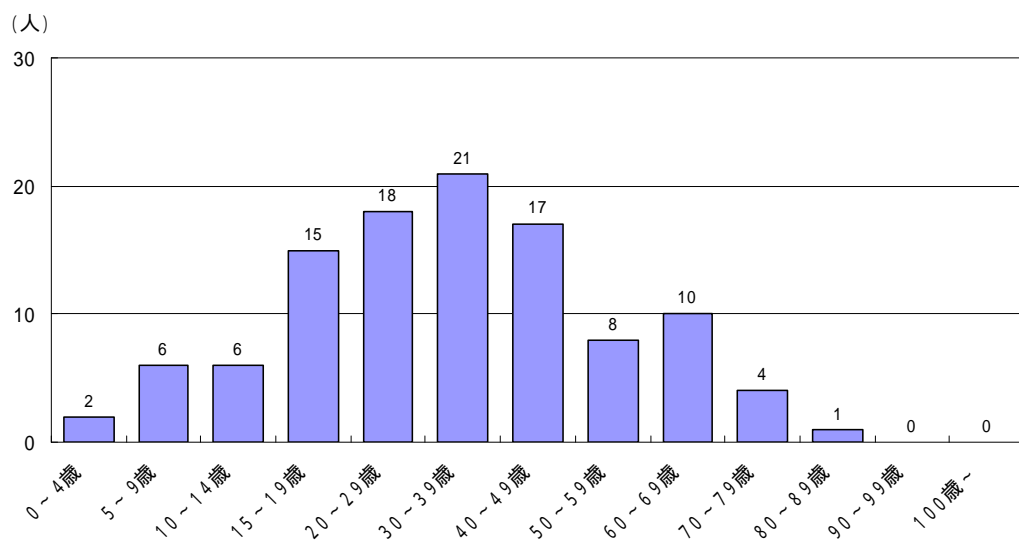


(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
A1・A2	40	45	45	47	50
B1	16	17	16	15	14
B2	35	34	39	40	44
合計	91	96	100	102	108

葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）

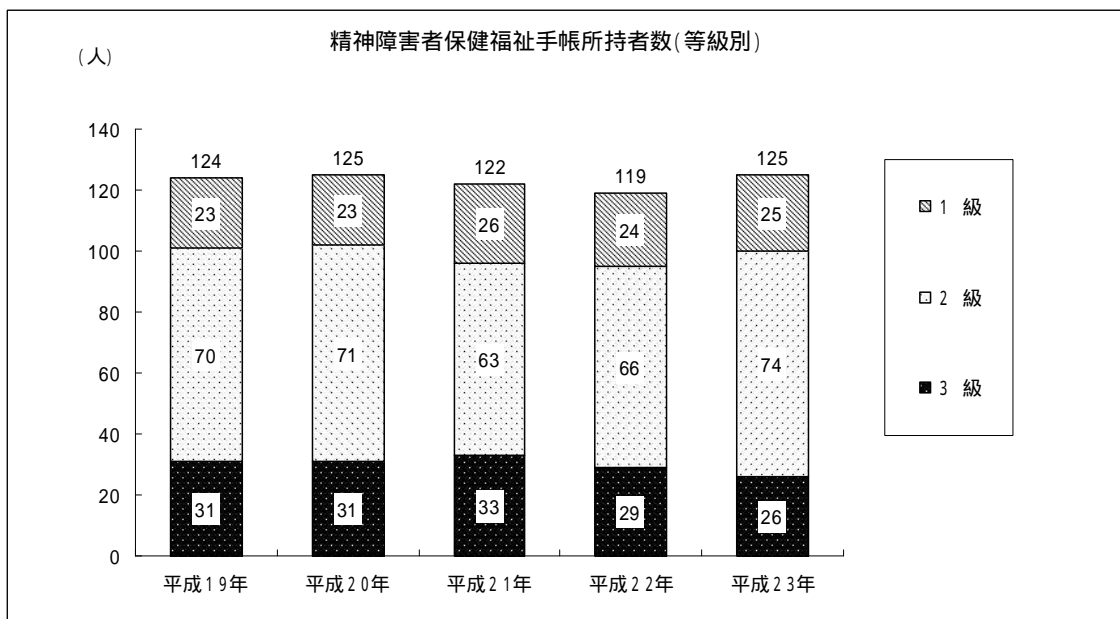
療育手帳所持者数(年齢別)



5 精神障害者

平成23年5月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の取得状況は、1級が25人（手帳所持者数合計の20%）、2級が74人（同59%）、3級が26人（同21%）となっています。平成19年の状況と比較すると、全体としてほぼ横ばいの状態が続いています。一方、自立支援医療費制度（精神通院医療）の利用者数は、平成23年は272人で、平成19年と比較すると、全体的に著しい増加傾向がみられます。

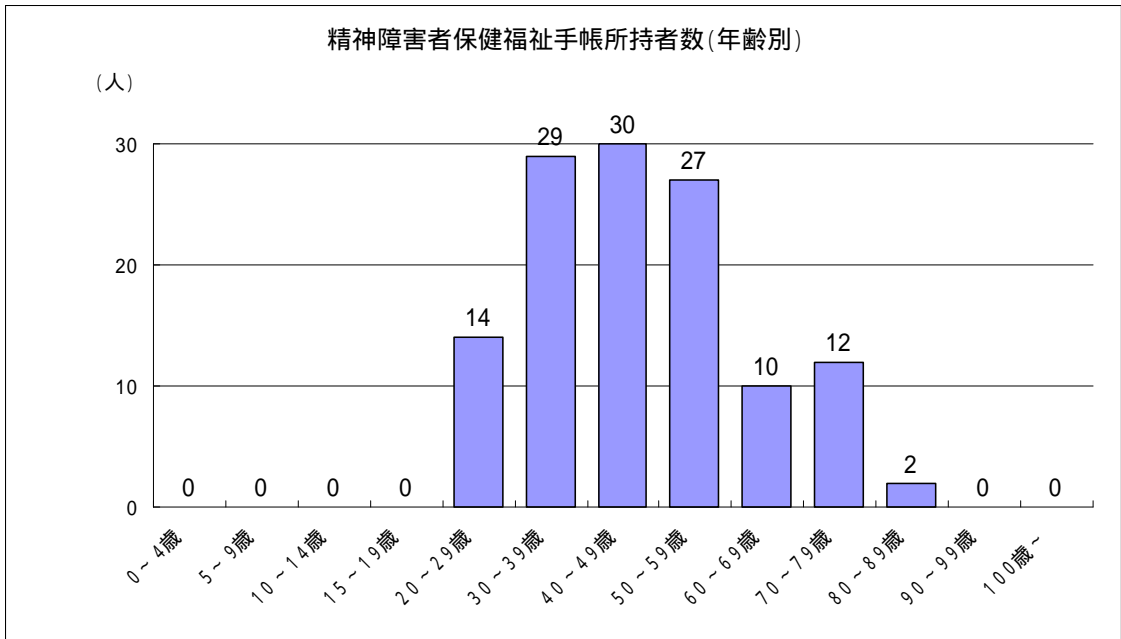
なお、葉山町で把握する障害者数は上記のとおりですが、国の統計調査では精神障害者の手帳取得率が全体の約2割程度と言われており、手帳の取得や自立支援医療制度の利用に至っていない人への対応も、この障害における課題といえます。



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	23	23	26	24	25
2級	70	71	63	66	74
3級	31	31	33	29	26
合計	124	125	122	119	125

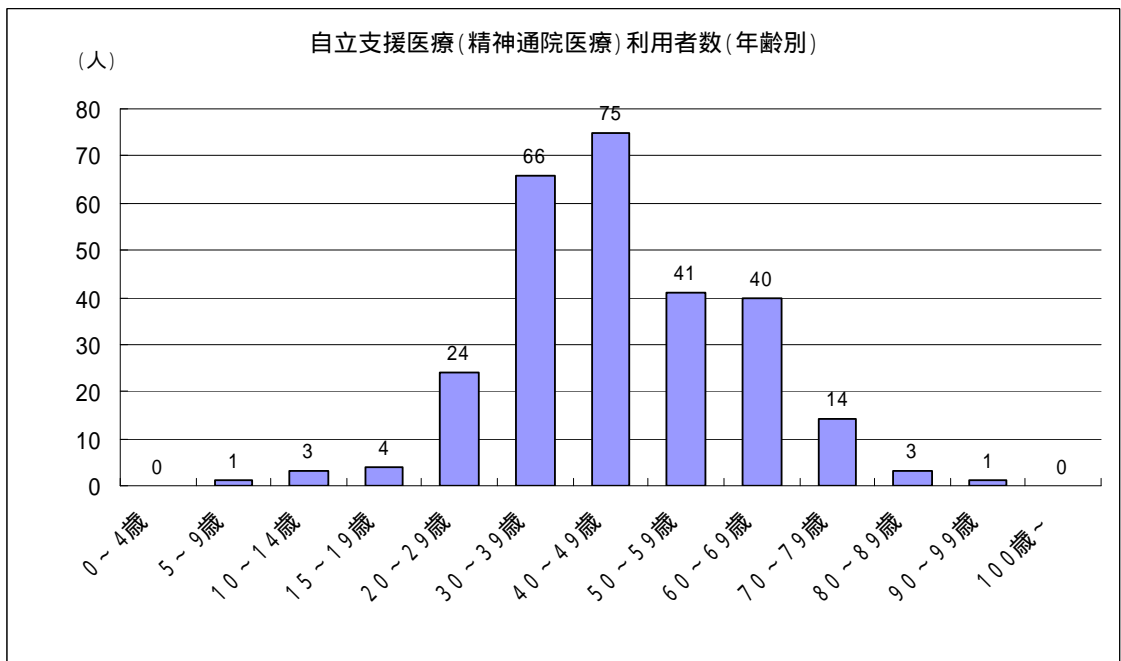
葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）



(単位:人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
自立支援医療費制度(精神通院医療)利用者数	244	243	260	272	272

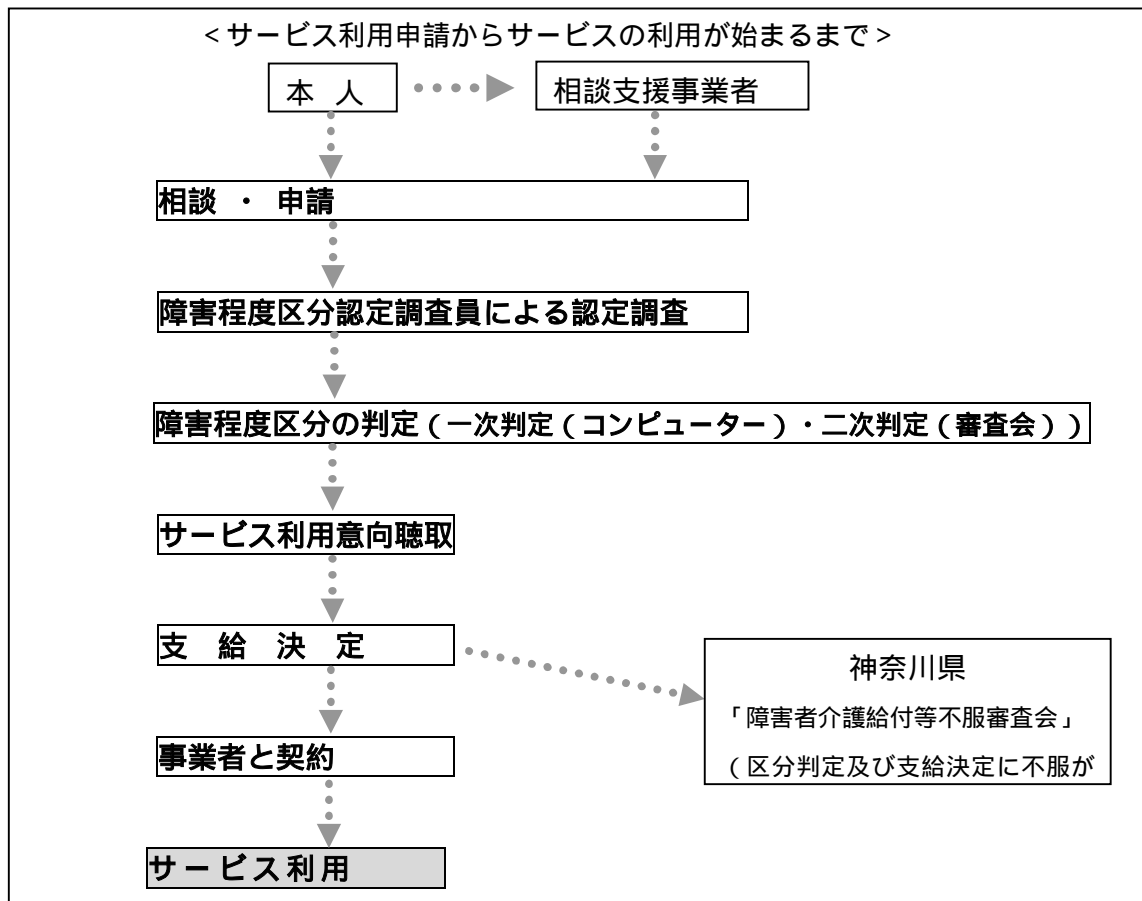
神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)
平成23年は6月末現在



6 障害福祉サービス等の利用状況

(1) サービス利用のしくみ

障害者自立支援制度では、サービスを利用するために、障害者の心身の状態を表す「障害程度区分」を判定します。次に、「障害程度区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮して、利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。



サービスの利用対象者

身体障害者	身体障害者手帳を有する方
知的障害者	療育手帳を有する方、もしくはこれに準ずる方 (18歳以上の方は知的障害者更生相談所、18歳未満の方は児童相談所の意見が必要)
精神障害者 (右のいづれかを有する人)	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神)受給者証 医師の診断書 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

(2) 支給決定の状況

障害程度区分

障害者自立支援法が周知されたことに伴い障害福祉サービスの利用者が増えています。

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
区分なし	8	10	16	24	70
区分 1	6	6	5	3	5
区分 2	15	14	16	19	13
区分 3	22	22	26	20	22
区分 4	15	18	18	20	17
区分 5	6	8	7	9	11
区分 6	6	6	8	11	12
合 計	78	84	96	106	150

葉山町福祉障害者台帳（各年3月31日現在）

障害種別の支給決定

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障害者	19	21	25	23	27
知的障害者	51	53	55	58	59
精神障害者	3	4	8	10	30
障害児	5	6	8	15	34
合 計	78	84	96	106	150

葉山町福祉障害者台帳（各年3月31日現在）

(3) 各種サービスの利用状況

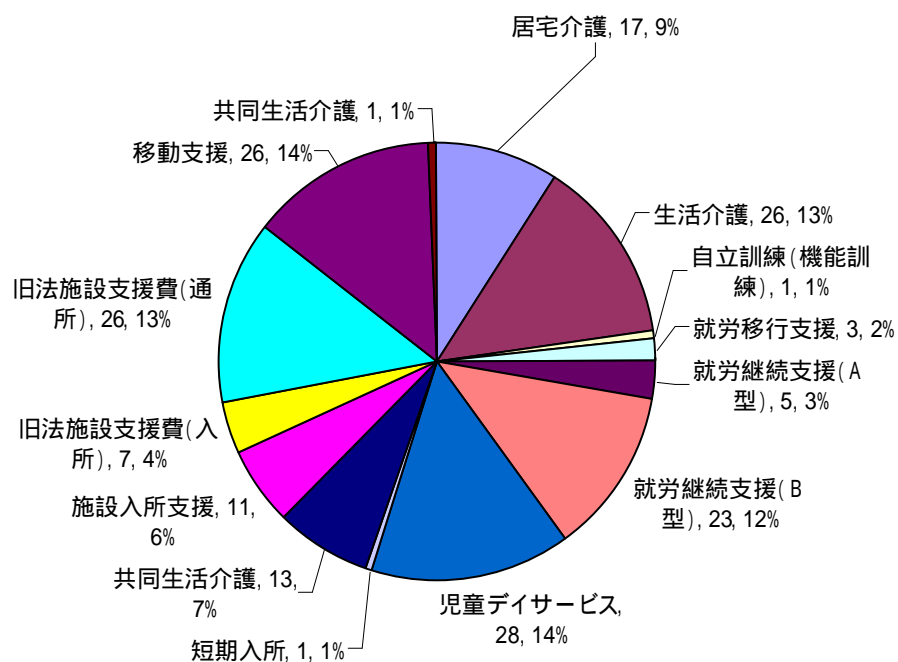
自立支援給付

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成23年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	38人	17人	502.5時間
居宅介護	38人	17人	502.5時間
うち身体介護中心	15人	11人	391.0時間
うち通院介助中心(身体あり)	3人	1人	7.5時間
うち家事援助中心	16人	7人	86.0時間
うち通院介助中心(身体なし)	4人	2人	18.0時間
うち通院等乗降介助	0人	0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	0人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	96人	86人	993人日
生活介護	26人	26人	444人日
自立訓練(機能訓練)	1人	1人	10人日
自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人日
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人日
就労移行支援	3人	3人	57人日
就労移行支援(養成施設)	0人	0人	0人日
就労継続支援(A型)	7人	5人	79人日
就労継続支援(B型)	29人	23人	301人日
児童デイサービス	30人	28人	102人日
短期入所	27人	1人	2人日
療養介護	0人	0人	0日
居住系サービス	15人	13人	320日
共同生活介護	15人	13人	320日
共同生活援助	0人	0人	0日
施設入所支援	12人	11人	309日
旧法施設支援費(入所)	11人	7人	217日
旧身障入所更生施設	2人	1人	31日
旧身障入所療養施設	1人	1人	31日
旧身障入所授産施設	0人	0人	0日
旧知的入所更生施設	7人	4人	124日
旧知的入所授産施設	1人	1人	31日
旧知的通勤寮	0人	0人	0日
旧法施設支援費(通所)	32人	25人	466人日
旧身障通所更生施設	0人	0人	0人日
旧身障通所療養施設	0人	0人	0人日
旧身障通所授産施設	0人	0人	0人日
旧知的通所更生施設	3人	0人	0人日
旧知的通所授産施設	29人	25人	466人日
小計(新体系サービス)	188人	128人	
小計(旧体系サービス)	43人	32人	
サービス利用計画作成費	0人	0人	
総計	231人	160人	

平成22年度障害福祉サービス等利用者構成



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ■ 居宅介護 | ■ 生活介護 | ■ 自立訓練(機能訓練) |
| ■ 就労移行支援 | ■ 就労継続支援(A型) | ■ 就労継続支援(B型) |
| ■ 児童デイサービス | ■ 短期入所 | ■ 共同生活介護 |
| ■ 施設入所支援 | ■ 旧法施設支援費(入所) | ■ 旧法施設支援費(通所) |
| ■ 移動支援 | ■ 共同生活介護 | |

自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害を持つ方の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		6人/年
育成医療		5人/年
精神通院医療		272人/年

補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害者(児)の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費又は修理費を支給します。	63人/年 (購入33人) (修理30人)

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖(T字杖を除く)
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子

地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援は平成23年3月提供・4月審査分、その他は平成22年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター 夙		延567人/年
地域生活サポートセンターとらいむ		延319人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣(聴障者、団体、行政等)	10人	56回/年
手話通訳者設置(聴障者、健聴者等)	4人	30人/年
日常生活用具給付事業	109人	533件/年
移動支援事業	26人	263時間/月
地域活動支援センター事業	とらいむ14人 トントン17人	延352人/年 延234人/年
日中一時支援事業	1人	17.75日/年

その他の福祉サービス

障害者自立支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。
(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	5人	5事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1人	36回/年(月4回)
ふとん乾燥サービス	在宅の重度障害者にふとん乾燥車が訪問し、ふとん乾燥サービスを行います。	事業廃止	
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援します。	一般 87人 要援護 35人	376回/年 154回/年
住宅設備改良費補助事業 国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	4人	屋内手摺設置工事 屋内手摺設置 段差解消 ドア取替え工事 エレベーター改修 環境制御装置設置
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します。	76人	10 /月
タクシー券助成事業		368人	24枚/年 (1回600円)
施設入所・通所移送費助成事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の入所・通所に係る交通費を助成します。	61人	(自宅～施設)
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費(自己負担分)を助成します。	560人	・ 重度 ・ 中度 ・ 軽度

7 アンケート調査結果の概要（障害のある人・一般町民）

計画策定にあたり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「葉山町障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下のとおりです。

調査の概要

(1) 調査対象

障害のある人

町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及び精神障害者自立支援医療の受給者の方
一般町民

町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人

(2) 調査期間

平成20年8月15日（金）～8月29日（金）

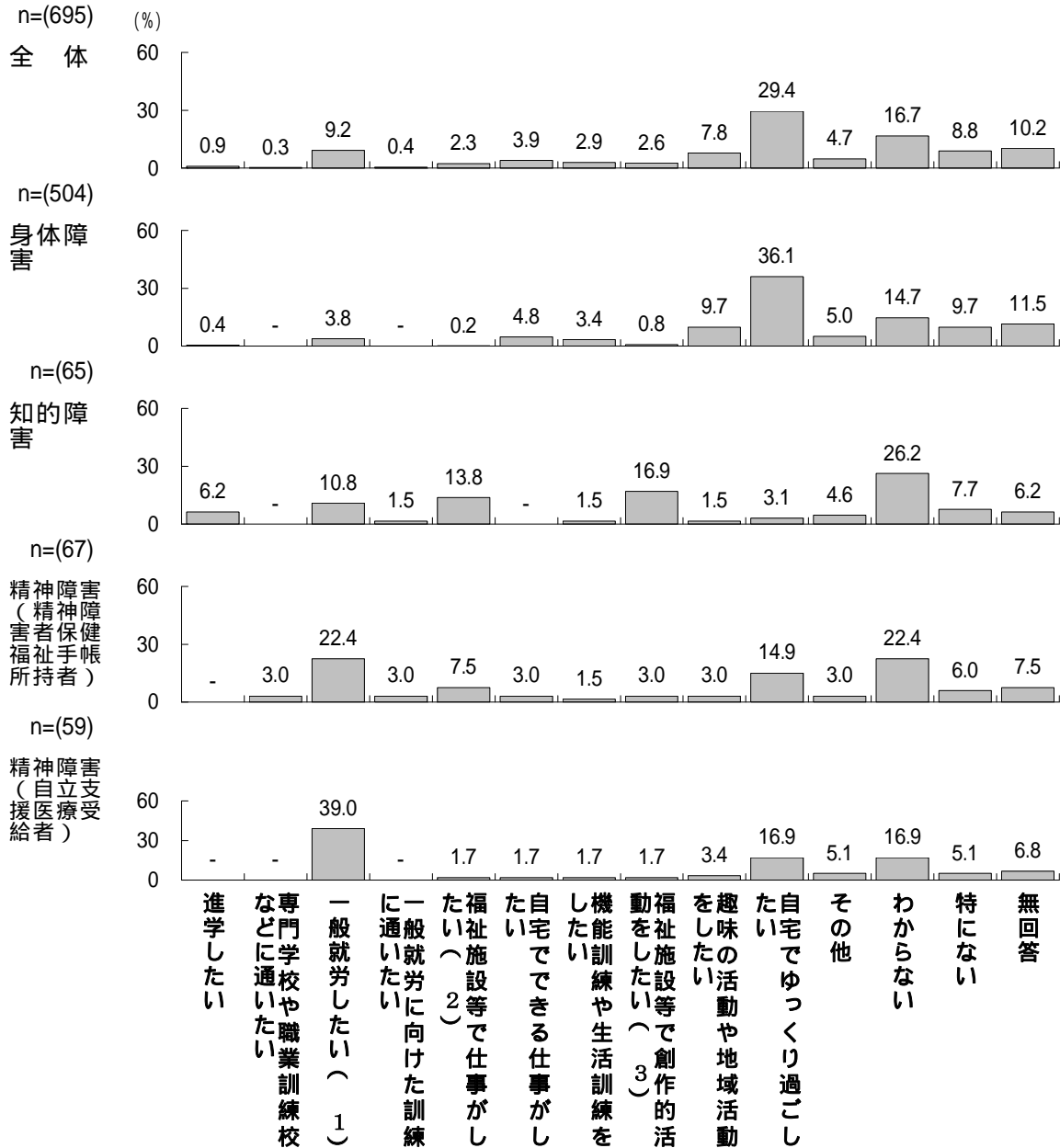
(2) 発送・回収数

	発送数	有効回収	回収率
全 体	1,517	838	55.2%
身体障害者手帳の所持者	857	504	58.8%
療育手帳の所持者	110	65	59.0%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	115	67	58.3%
自立支援医療の受給者 (精神障害者保健福祉手帳所持者は 除く)	135	59	43.7%
一般町民	300	143	47.7%

障害のある人の調査結果概要

1 日常生活について

(1) 5年後に希望する過ごし方



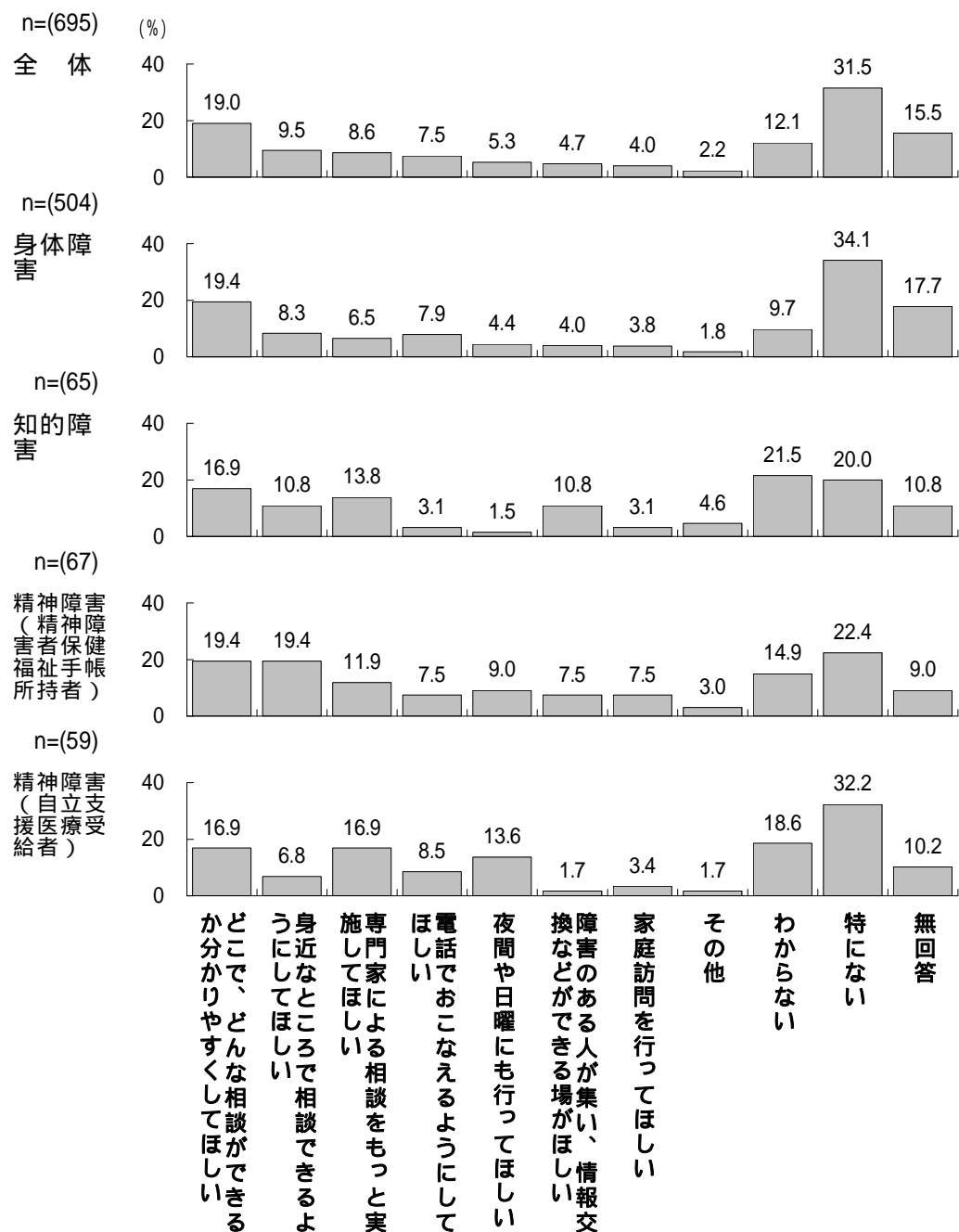
1 「一般就労」は、企業や自営業等で働くことです。(起業含む)

2 「福祉施設等」は、授産施設や作業所などの施設で作業を行い工賃を受けることです。

3 「創作的活動」とは、作業所等で楽しみながら行う活動などです。

5年後に希望する過ごし方としては、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が36.1%で最も多く、それ以外の項目では1割未満となっています。知的障害では、「福祉施設等で創作的活動をしたい」が16.9%で最も多く、「福祉施設等で仕事したい」、「一般就労したい」が1割台で続いています。精神障害では「一般就労したい」が最も多くなっています。

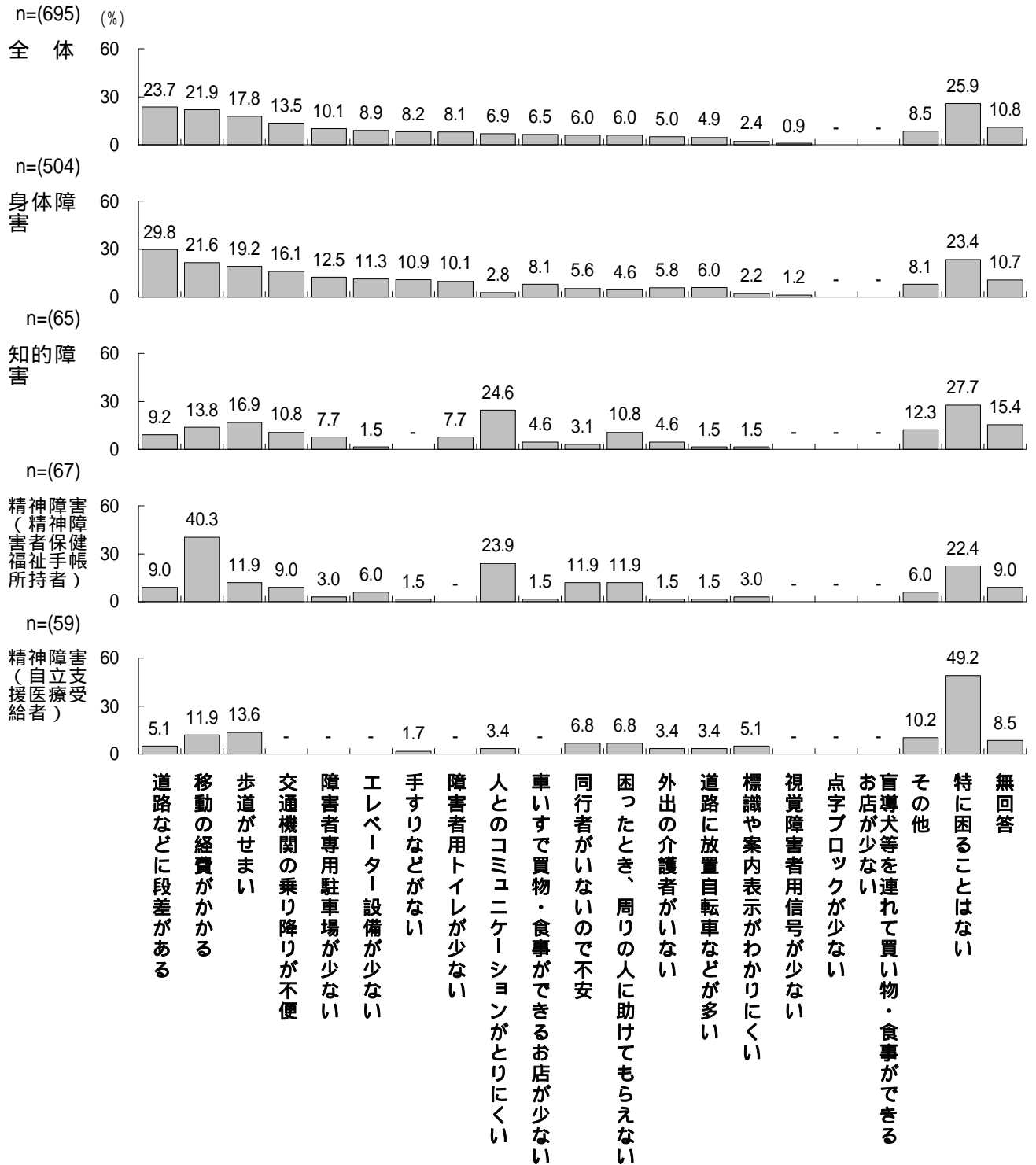
(2) 相談で行ってほしいこと



相談で行ってほしいことは、いずれの障害区分でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が1割台で最も多くなっています。この他、知的障害と精神障害では「身近なところで相談できるようにしてほしい」や「専門家による相談をもっと実施してほしい」も比較的多くなっています。

2 外出について

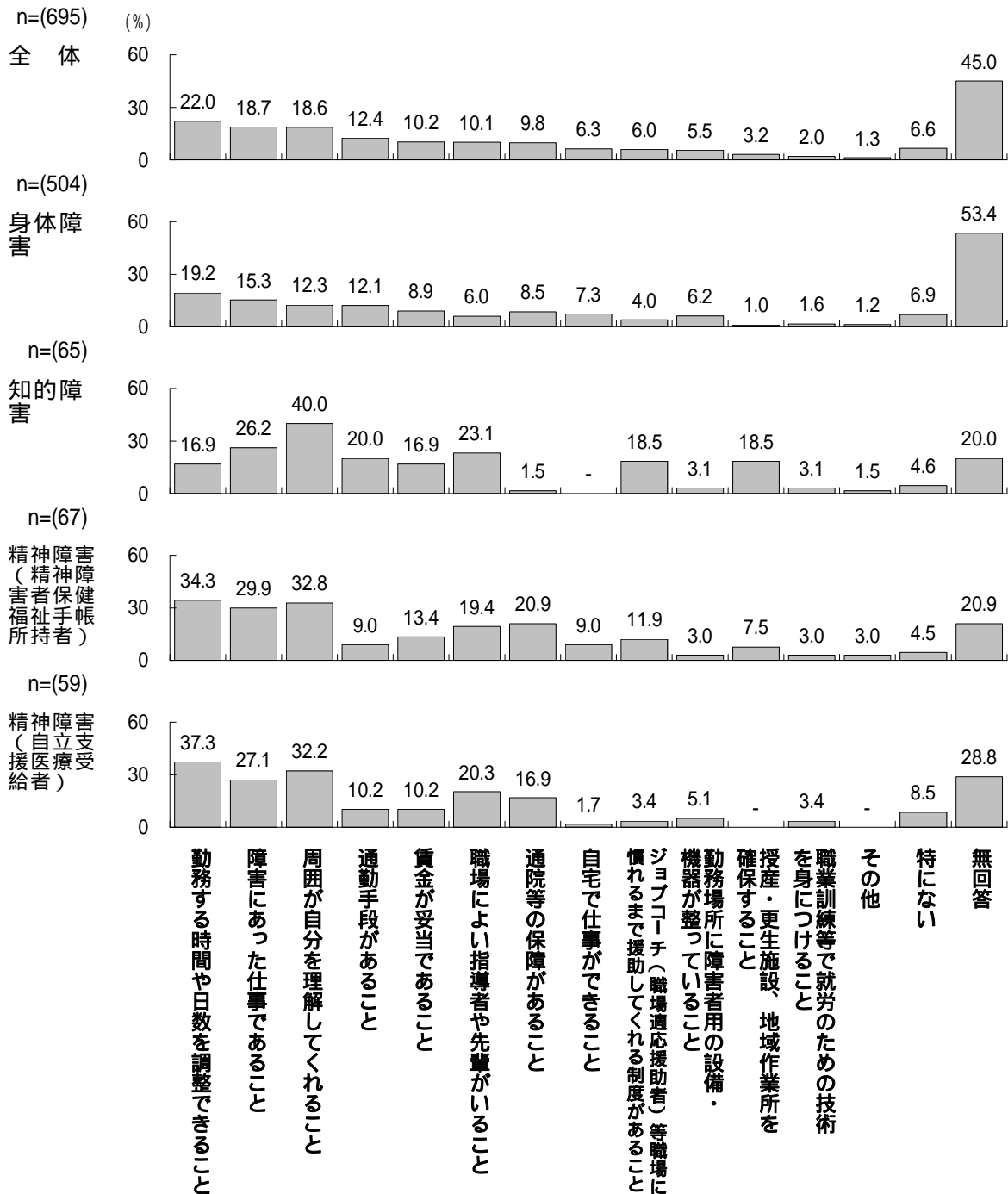
(1) 外出する上で特に困ること



外出する上で特に困ることは、身体障害では「道路などに段差がある」が29.8%で最も多く、「移動の経費がかかる」、「歩道がせまい」が2割前後で続いています。知的障害では、「人とのコミュニケーションがとりにくい」が24.6%で多く、精神障害（手帳所持者）では「移動の経費がかかる」が40.3%と特に多くなっています。

3 就労について

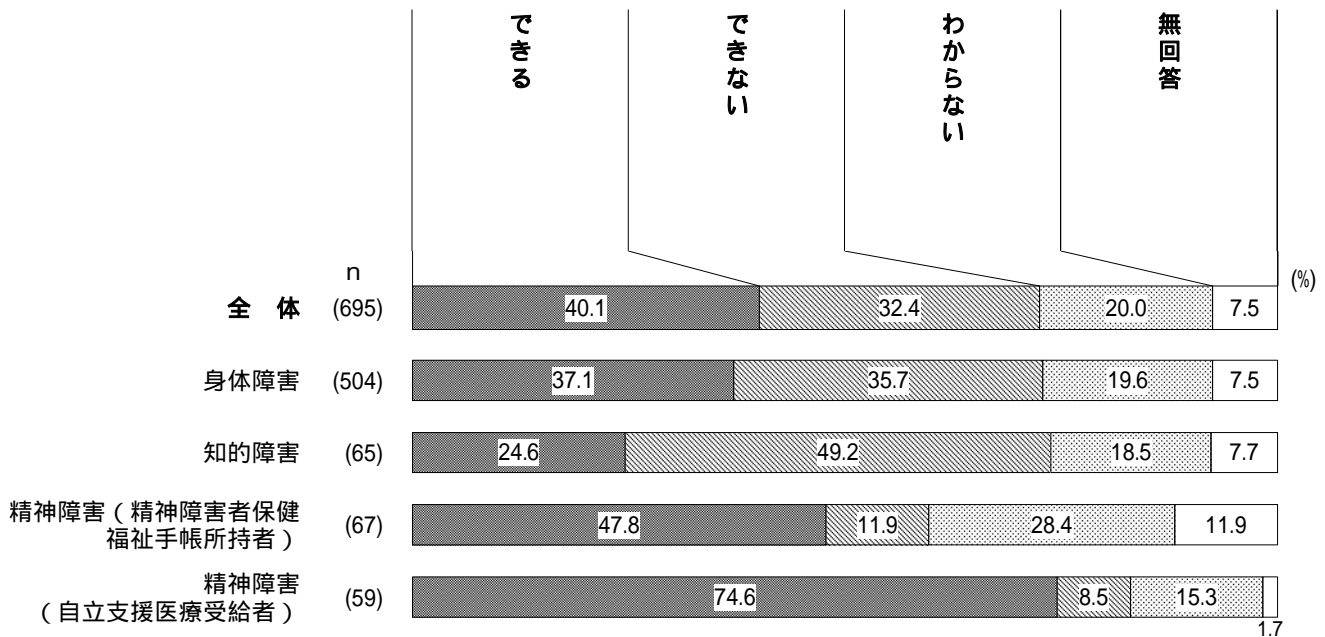
(1) 障害のある人が働くために必要な環境



就労環境への要望は、全体では、「勤務する時間や日数を調整できること」が22.0%で最も多く、「障害にあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」が2割弱で続いています。障害別で見ると、知的障害では周囲の理解・職場の人間関係に関する項目が、精神障害では勤務日等の調整が特に多くあげられています。また、知的障害からは「授産・更生施設、作業所を確保すること」も18.5%と比較的多くあげられています。

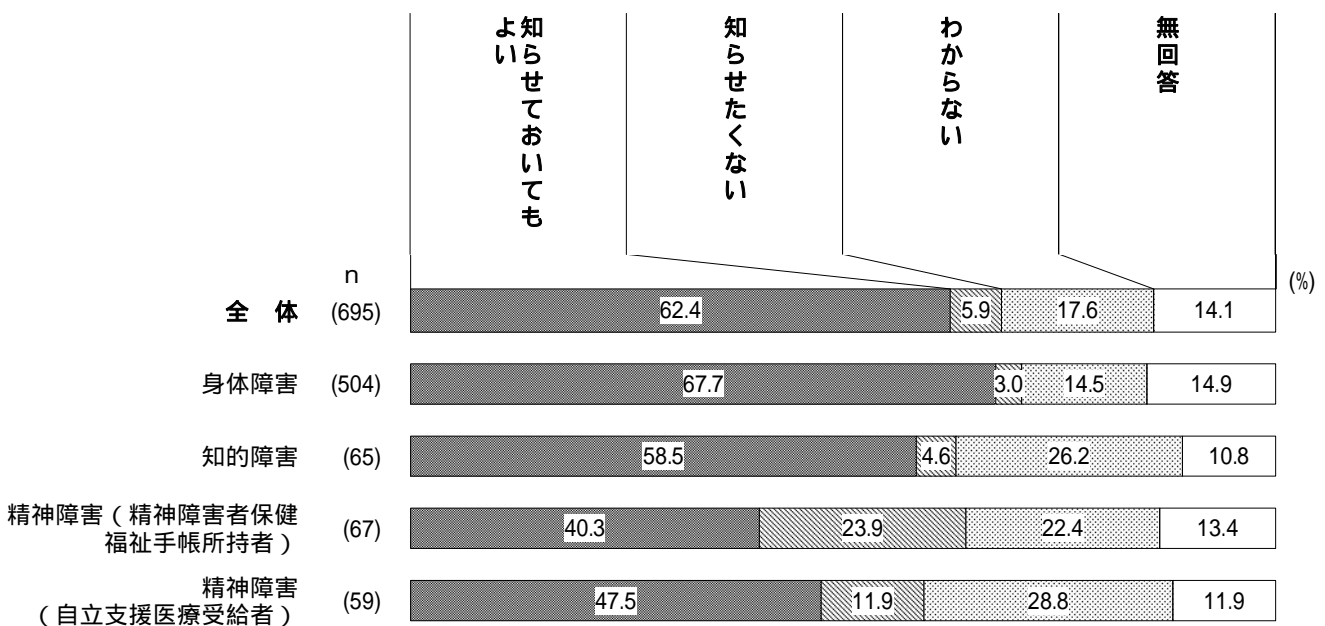
4 災害について

(1) 災害時の避難



災害時の避難では、全体では「できる」が40.1%、「できない」が32.4%となっています。精神障害では「できる」が「できない」を上回っていますが、身体障害ではほぼ二分、知的障害では「できない」の方が多くなっています。

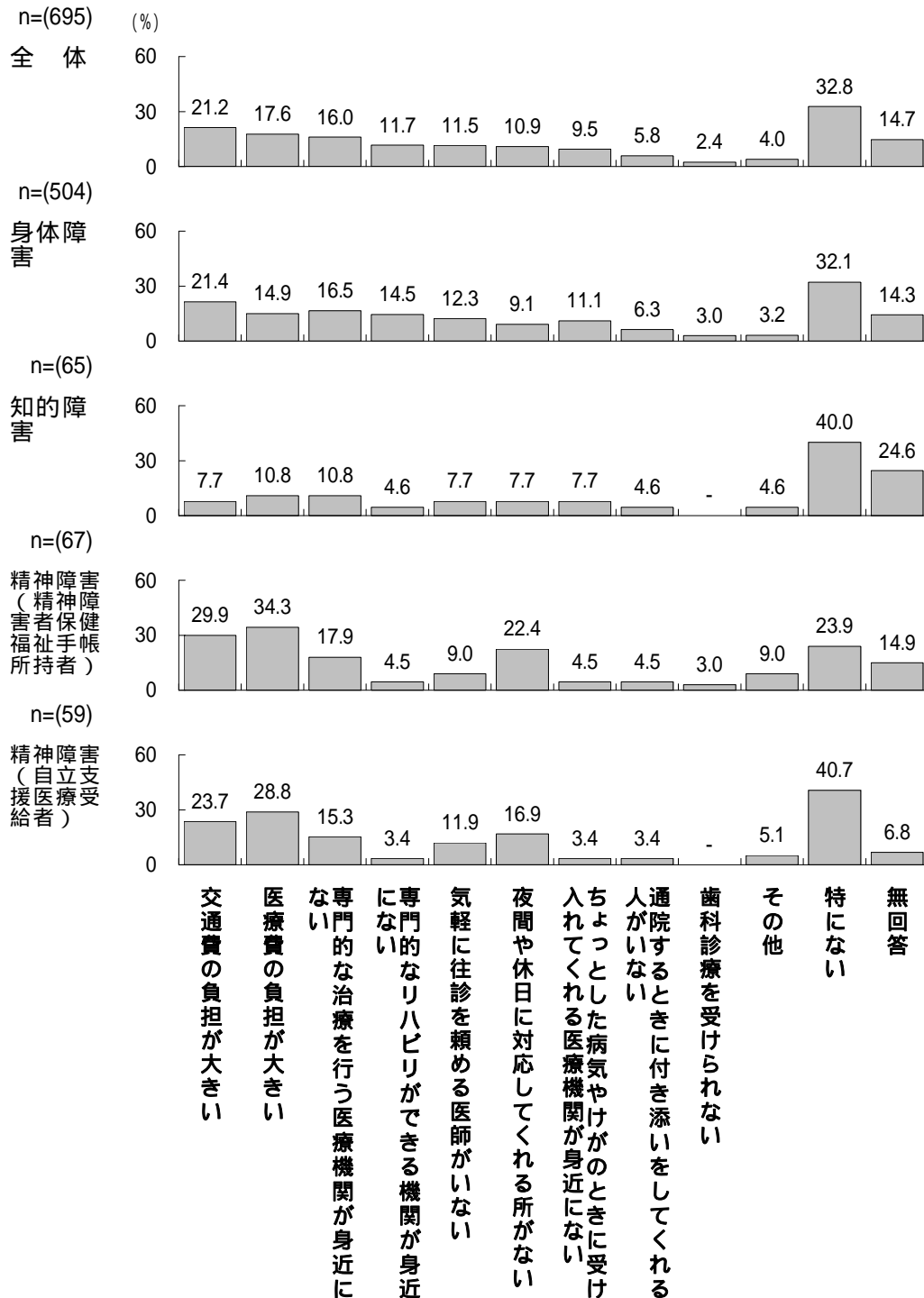
(2) 災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否



災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否をみると、各障害で「知らせておいてもよい」が多く、身体障害では67.7%、知的障害では58.5%と半数以上となっています。一方、精神障害ではやや低く4割台となっています。

5 保健・福祉について

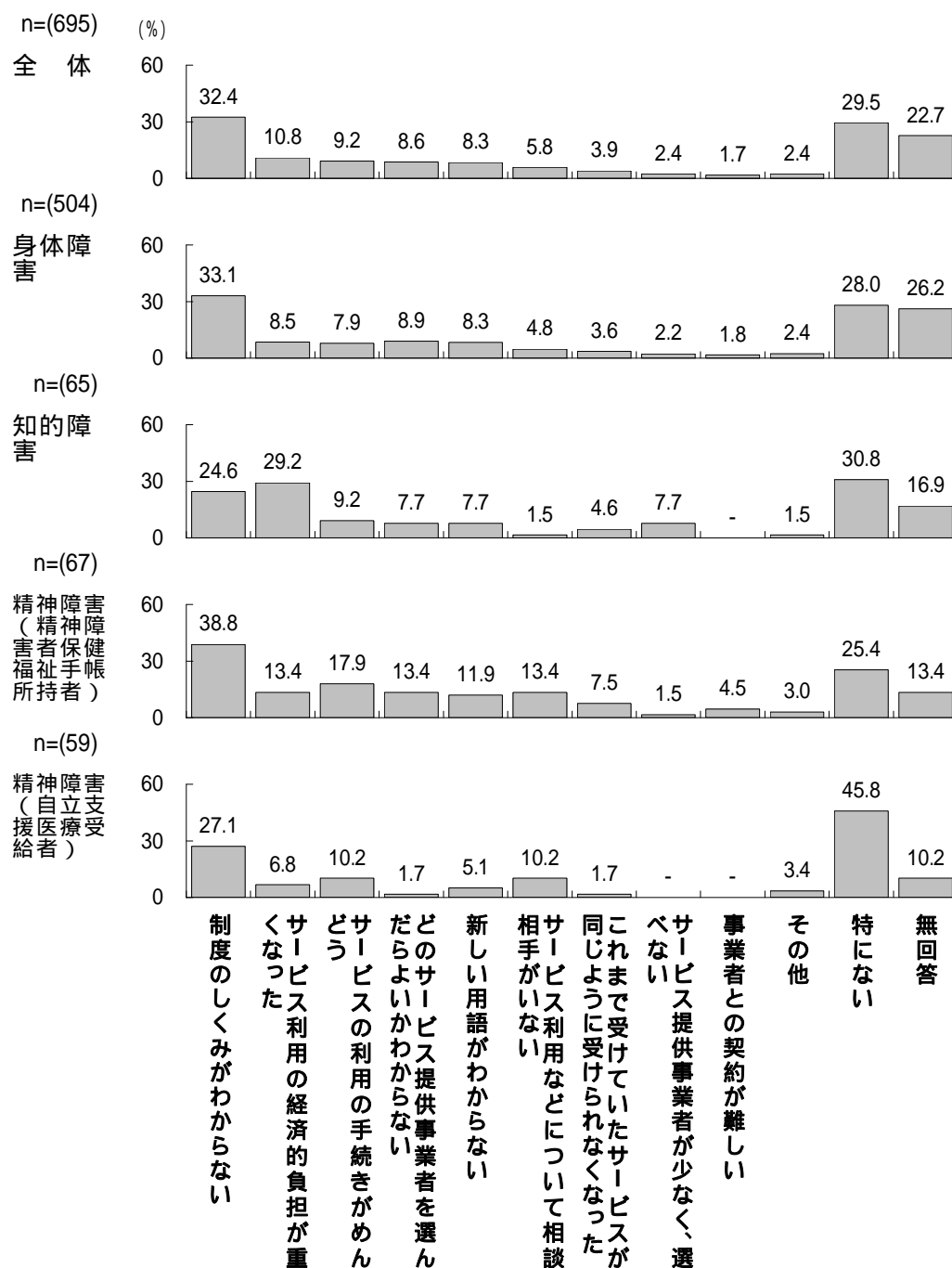
(1) 医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていること



医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていることは、いずれの障害も「特にない」の割合が多くなっています。困っていることの中では、全体では「交通費の負担が大きい」が21.2%で最も多くなっています。

この他、精神障害では「医療費の負担が大きい」が多く、また、精神障害（手帳所持者）からは「夜間や休日に対応してくれる所がない」が22.4%と比較的多くなっています。

(2) 障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていること

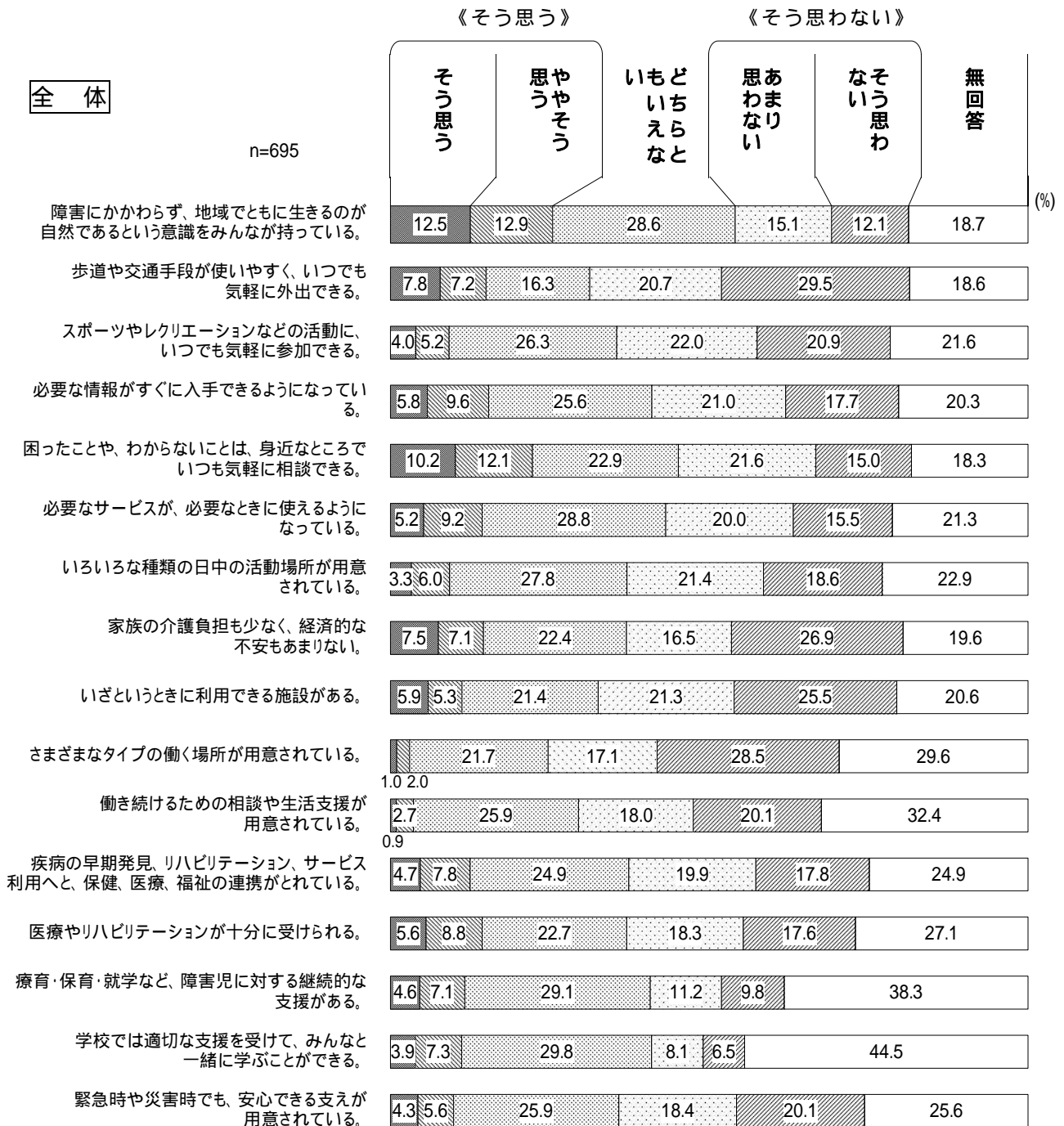


障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていることでは、全体では「制度のしくみがわからない」が32.4%で最も多く、「サービス利用の経済的負担が重くなった」が10.8%で続いています。

いずれの障害でも「制度のしくみがわからない」は多くなっていますが、特に身体障害と精神障害では最も多くあげられています。知的障害では「サービス利用の経済的負担が重くなった」(29.2%)、「制度のしくみがわからない」(24.6%)の2項目が2割台で多くなっています。

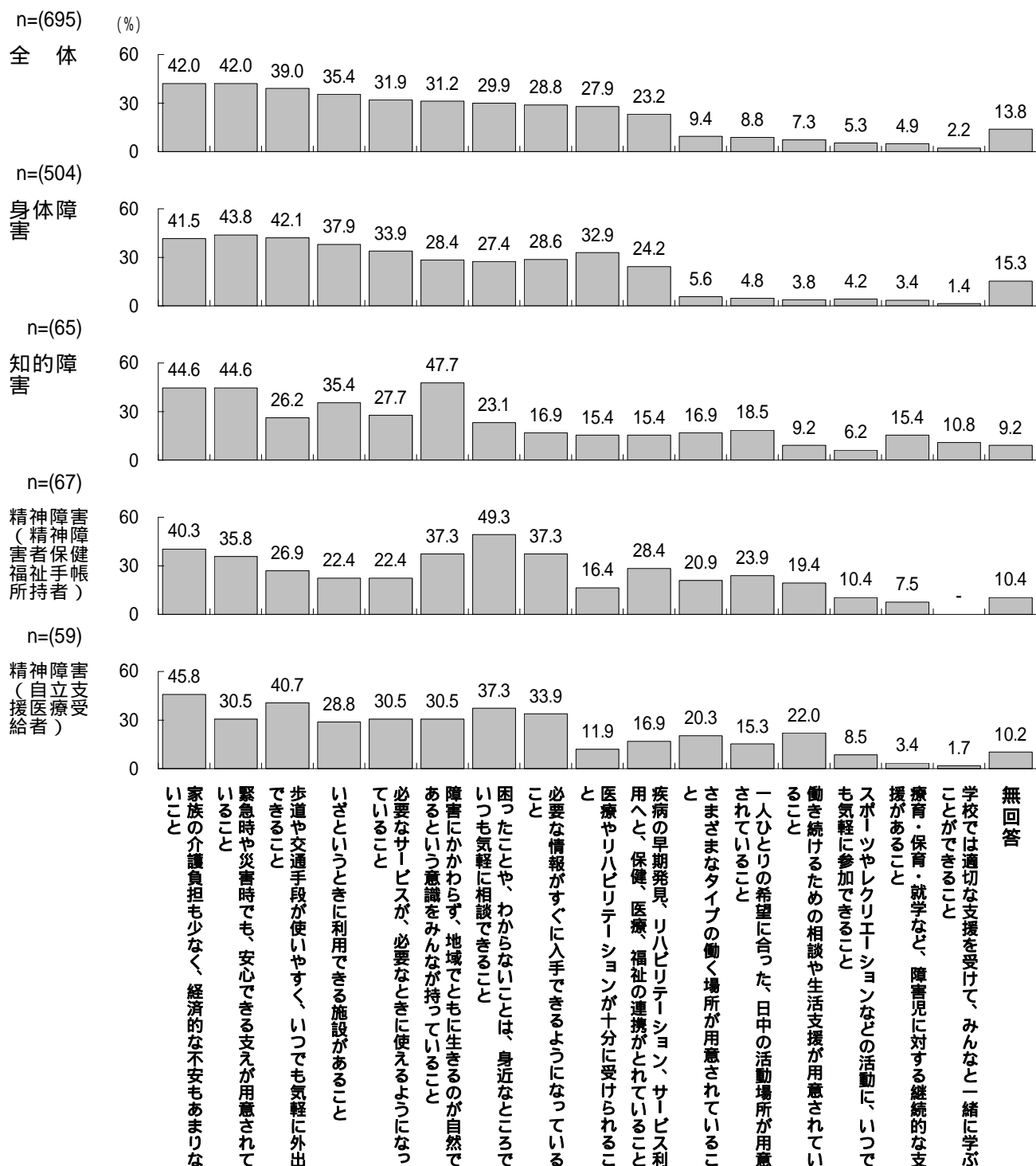
6 町の状況と要望について

(1) 葉山町の現状について



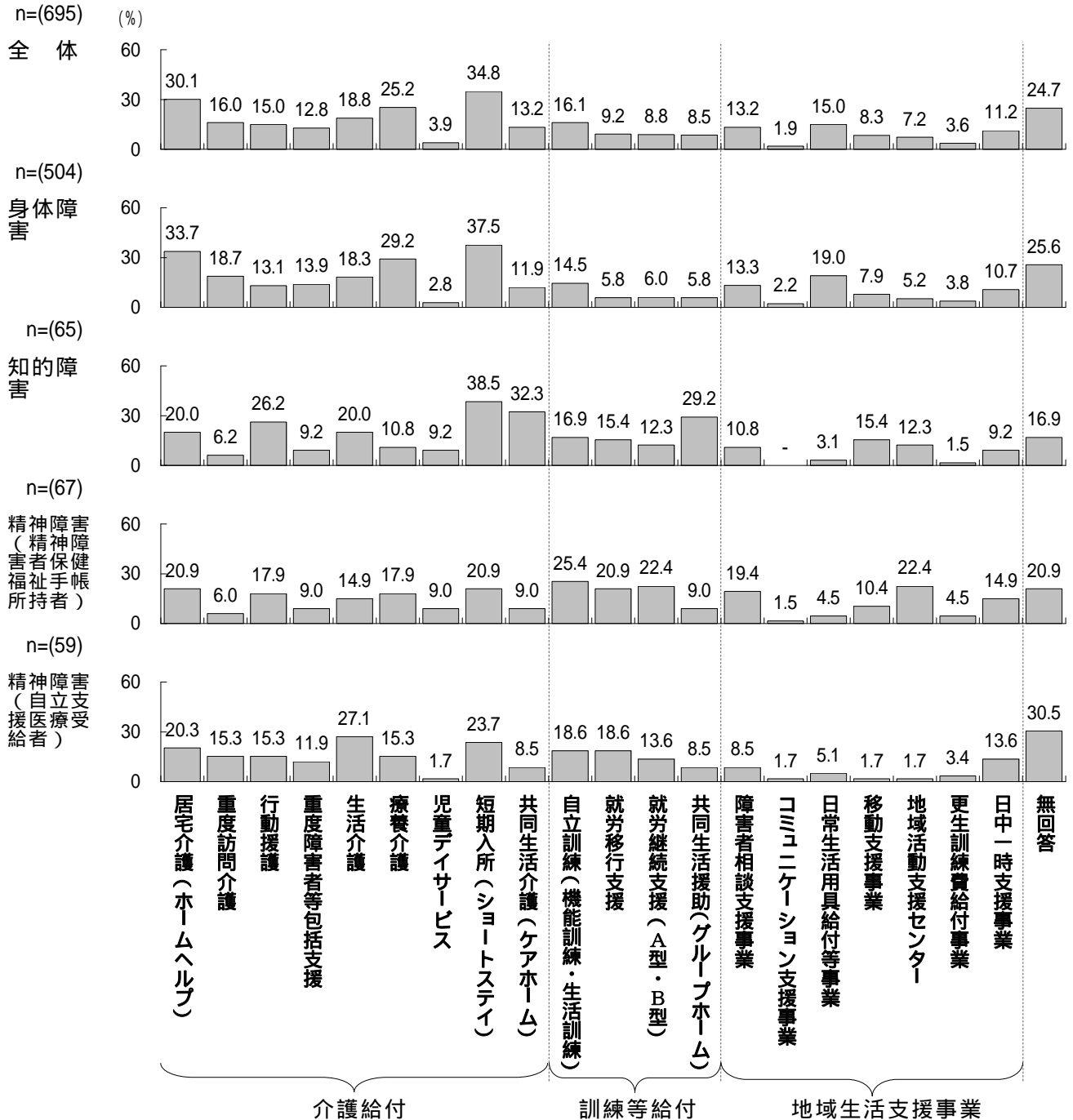
葉山町の現状について、上記の16項目について聞いたところ、すべての項目で《そう思わない》(「そう思わない」+「あまり思わない」の合計)が、《そう思う》(「そう思う」+「ややそう思う」の合計)を上回っています。特に、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。」では5割、「いざというときに利用できる施設がある。」「さまざまなタイプの働く場所が用意されている。」「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。」「スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。」「いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。」で4割台となっています。

(2) 葉山町で今後特に充実すべきだと思うもの



葉山町で今後特に充実すべきだと思うものは、全体では「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりないこと」、「緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されていること」、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できること」が上位3項目となっています。いずれの障害でもこれらの項目は上位にあげられています。知的障害では「障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っていること」(47.7%)が、精神障害では、「困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できること」(49.3%)が最も多くなっています。

(3) 葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービス



葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービスは、全体では「短期入所（ショートステイ）」（34.8%）と「居宅介護」（30.1%）が特に多くなっています。

各障害別にみると、身体障害では「短期入所」、「居宅介護」、「療養介護」などの介護給付が比較的多くなっています。

知的障害では「短期入所」、「共同生活介護（ケアホーム）」、「共同生活援助（グループホーム）」などの施設利用への要望が多くなっています。

精神障害（手帳所持者）では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や「就労継続支援（A型・B型）」といった訓練等給付への要望が比較的多くなっています。一方、精神障害（通院医療受給者）では「生活介護」や「短期入所」への要望が多くなっています。

7 自由記述のまとめ

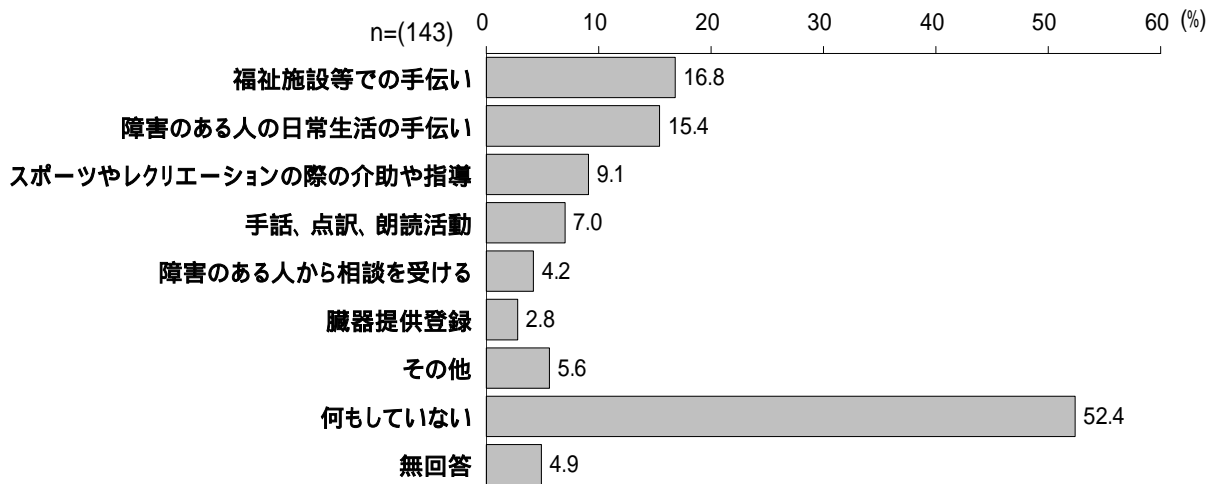
	全体	身体障害	知的障害	精神障害(精神障害保健福祉手帳所持者)	精神障害(自立支援医療費受給者)
保健・医療等	16	9	5	1	1
医療機関の充実をしてほしい	7	5	1	-	1
医療費の補助、無料化を願いたい	6	3	2	1	-
自助努力も必要だ	1	1	-	-	-
発達障害児等への対応体制が必要だ	2	-	2	-	-
在宅生活を支えるサービス	40	24	9	6	1
経済的支援(手当・サービス費・医療費・補装具費)	17	12	2	2	1
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	12	7	2	3	-
介護者のケアをしてほしい	2	2	-	-	-
障害に応じたサービスの提供が必要だ	2	2	-	-	-
介護機関に携わる人材の意識向上	1	1	-	-	-
親亡きあとの生活の支援を考えてほしい	5	-	5	-	-
精神的ケアのサービスも提供してほしい	1	-	-	1	-
日中活動の場の充実	11	9	0	2	0
移動のための支援や交通網の充実をしてほしい	10	9	-	1	-
活動や遊びの場の充実をしてほしい	1	-	-	1	-
暮らしの場の確保	22	14	7	0	1
施設サービスの充実・増設をしてほしい	10	9	1	-	-
ケアホーム・グループホーム等の充実・増設をしてほしい	8	4	4	-	-
町営・公営住宅の確保をしてほしい	3	1	2	-	-
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	-	-	-	1
相談と情報提供の充実	23	17	2	0	4
積極的な情報提供が必要だ	19	15	-	-	4
相談体制の充実をしてほしい	3	1	2	-	-
福祉にも公金が使われていることを自覚してもらうようにする	1	1	-	-	-
雇用・就労の促進	10	4	3	3	0
就労支援の場が少ない	6	2	2	2	-
雇用の場を拡大してほしい	2	2	-	-	-
授産施設の賃金の見直しをしてほしい	1	-	1	-	-
地域作業所が狭い	1	-	-	1	-

	全体	身体障害	知的障害	精神障害(精神障害保健福祉手帳所持者)	精神障害(自立支援医療費受給者)
保育・教育の充実	1	0	1	0	0
健全児との交流促進を願いたい	1	-	1	-	-
スポーツなどへの参加促進	2	2	0	0	0
スポーツ参加の機会の確保をしてほしい	2	2	-	-	-
障害者理解の推進	4	3	0	1	0
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	4	3	-	1	-
福祉のまちづくり	14	12	0	2	0
道路・歩道の整備、ベンチ、トイレの設置等を願いたい	10	8	-	2	-
バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入が必要	4	4	-	-	-
防犯・防災や救急について	9	7	1	0	1
緊急通報システム等の確立をしてほしい	4	4	-	-	-
災害時の救援・特別避難所の設置をしてほしい	3	3	-	-	-
防災無線が聞き取りづらい	-	-	1	-	-
精神障害児の犯罪を未然に防いでほしい	-	-	-	-	1
行政への要望・意見	45	24	9	7	5
職員の対応や意識・知識の向上が必要だ	11	8	1	1	1
他市に負けないような障害者施策を願いたい	10	6	4	-	-
各種保険料や税金が負担である	5	3		1	1
各種手続きの簡素化・柔軟化を願いたい	5	2	1	1	1
障害者自立支援法の改善・廃止を願いたい	8	2	2	3	1
福祉行政の見直し・改革を願いたい	2	2	-	-	-
要介護認定の基準があいまい	1	1	-	-	-
等級の見直しをお願いしたい	1	-	1	-	-
財政確保の努力が必要だ	1	-	-	1	-
障害福祉にも介護保険にも該当しない人にも支援を願いたい	1	-	-	-	1
その他	33	21	3	4	5
調査結果の公表、計画に反映してほしい	15	10	3	-	2
その他	18	11	-	4	3
合計	230	146	40	26	18

一般市民の調査結果概要

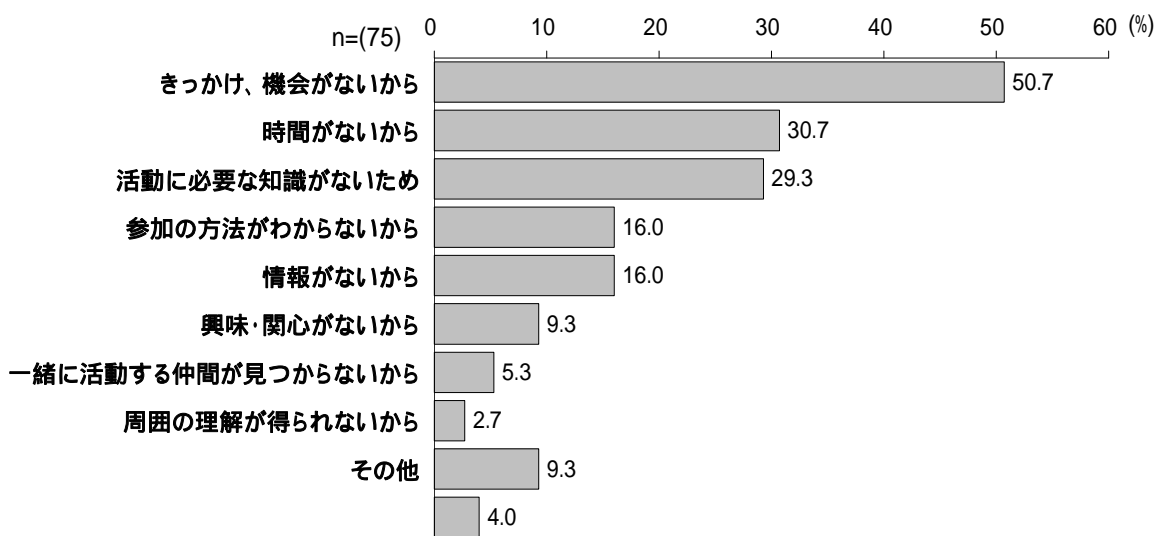
1 ボランティア活動等の現状

(1) ボランティア活動の経験



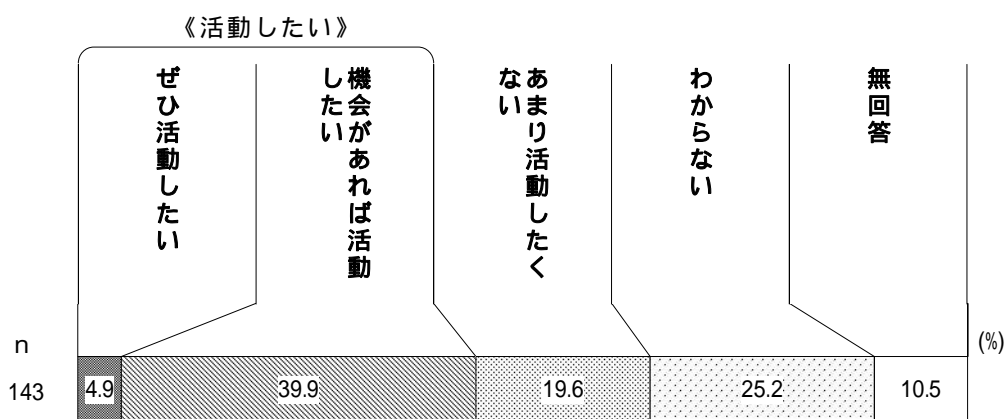
ボランティア活動の経験は、「何もしていない」が52.4%と多くなっていますが、活動の経験のある中でみると、「福祉施設等での手伝い」(16.8%)、「障害のある人の日常生活の手伝い」(15.4%)が1割台となっています。

(2) ボランティア活動を何もしていない理由



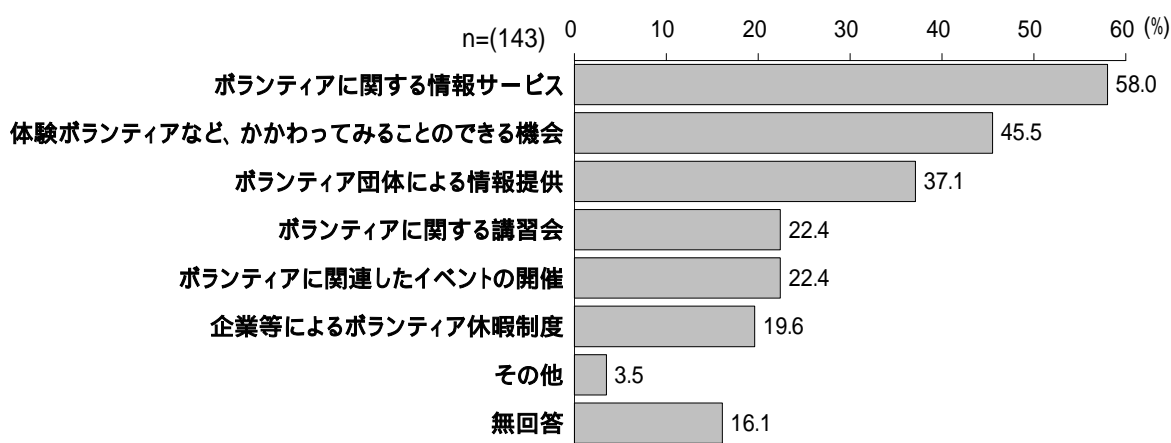
ボランティア活動を何もしていない理由は、「きっかけ、機会がないから」が50.7%で最も多く、以下、「時間がないから」(30.7%)、「活動に必要な知識がないため」(29.3%)が3割前後、「参加の方法がわからないから」と「情報がないから」(ともに16.0%)が1割台で続いています。

(3) 今後のボランティア活動の希望



今後のボランティア活動の希望は、「ぜひ活動したい」は4.9%と少ないですが、これに「機会があれば活動したい」(39.9%)と合わせた《活動したい》は44.8%となっています。

(4) ボランティア活動に参加するために必要なこと



ボランティア活動に参加するために必要なことは、「ボランティアに関する情報サービス」が58.0%で最も多く、「体験ボランティアなど、かかわってみることのできる機会」(45.5%)、「ボランティア団体による情報提供」(37.1%)、「ボランティアに関する講習会」と「ボランティアに関連したイベントの開催」(ともに22.4%)などが続いています。

2 自由記述のまとめ

内 容	件 数	内 容	件 数
在宅生活を支えるサービスの充実	4	福祉のまちづくり	6
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	2	どこへでも出かけていけるようなオープンなまちづくりを願いたい	3
経済的支援をしてほしい	1	道路・歩道の整備等歩きやすい街づくりにしてほしい	2
介護者の支援も必要ではないか	1	高齢でひとり暮らしでも安心して暮らせるまちにしてほしい	1
日中活動の場の充実	8	行政への要望・意見	13
移動支援・交通網の充実をしてほしい	5	税金の有効的な運用をしてほしい	3
活動や遊びの場の充実をしてほしい	3	専門職員の導入や柔軟な連携体制など職員のレベルアップが必要	2
暮らしの場の確保	2	わかりやすく利用しやすい制度にしてほしい	2
入所施設の拡張や増設で待機者を減らしてほしい	1	実態を把握し、必要な福祉の提供をしてほしい	2
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	施設の有効活用(建てて終わりではなく)	1
相談と情報提供の充実	8	手厚い福祉にはそれだけのお金がかかることもアナウンスが必要	1
積極的な情報提供が必要だ	7	NPOの発展のための支援財源の確保	1
相談体制の充実をしてほしい	1	お年寄りと子どもの交流の場がない	1
雇用・就労の促進	2	認定審査の迅速化、申請手続きの充実	1
雇用の場の拡大をしてほしい	2	(高齢者の)行政参画機会の提供をしてほしい	1
スポーツなどへの参加促進	1	その他	8
スポーツ設備の整備をしてほしい	1	調査の手法、施策に反映してほしい	4
障害者理解の推進	2	その他	4
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	2		
合 計			54

8 アンケート調査結果の概要（事業所・地域作業所）

計画策定にあたり、葉山町の障害のある人が利用する障害福祉サービスの事業所や地域作業所を対象に、アンケートや聞き取り調査を実施しました。その主な結果は以下のとおりです。

障害福祉サービス事業所は20年8月請求分、地域作業所は町が把握している事業所を対象としています。

調査対象

1．障害福祉サービス事業所（46箇所）

えいむ	七沢第二更生ホーム
かまくら ふれんず	社会福祉法人 富士旭出学園 富士明成園
グループのびのび	社会福祉法人清光会 清光園
ジャストサイズ	社会福祉法人相模福祉村 たんぼぼの家通所
ジャストサイズ一色	重度神奈川後保護施設
ショートステイゆう	小さき花の園
すぎな会生活ホーム	松下園
たけのこ会介助派遣センター	支援センター凧
フロムワン福祉園	障害者生活支援センター鎌倉清和
ぽこ・あ・ぽこ	新星
もやい	神奈川県立三浦しらとり園
ユーカリハウス	身体障害者療護施設シャローム浦上台
リサイクルショップ カモミール	足柄療護園
ワーカーズ・コレクティブたすけあいハート	大根旭出福祉園
横須賀ヘーメット通所部	知恵の光荘
横須賀市立福祉援護センター 第1かがみ田苑	知的障害者更生施設やすらぎの園
海風学園	白根学園成人寮
鎌倉清和園	白根学園第二成人寮
鎌倉由比	福)神奈川県済生会金沢若草園
薫風学園	有限会社 猫の手
工房ひしめき	葉山はばたき
紅梅学園	葉山町社協 介護サービスセンター
児童デイサービス ピュア	清光ホーム

2．地域作業所（5箇所）

Workshop レスカル	たけのこ会共同作業所
すぺーす・れざみ	作業所トントン
倶楽部道	

障害福祉サービス事業所の調査結果概要

1 障害者の範囲について

障害者自立支援法は、発達障害や難病、高次脳機能障害等の障害のある人からは、制度の対象外となり必要な支援が受けられないという指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(7) ・ いいえ(22)

問2 現在の「障害者の範囲」について適切であると考えますか。

適切でない(17) ・ 適切(1) ・ どちらともいえない(11)

問3 対象に加えるべき「障害者の範囲」には、次のどれが該当すると考えますか。

(複数回答)

発達障害(17) ・ 難病(11) ・ 高次脳機能障害(14)

2 利用者負担について

自立支援法が施行され原則1割負担が導入されましたが、利用者からは、利用者負担を理由に、サービス利用を抑制したり、中止しなければならなくなったとの声が聞かれます。国においては、利用者負担の上限額を定めるなど低所得者対策を講じていますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(19) ・ いいえ(10)

問2 現行の「利用者負担」の仕組みについて、どう考えますか。

現行制度をそのまま維持すべき	(0)
現行制度を基本的に維持しつつも、更なる低所得者対策を講じるべき	(6)
現行の負担率(原則1割)を引き下げるべき	(4)
応能負担を原則とした利用者負担の仕組みに見直すべき	(19)
その他	(2)

3 障害者程度区分認定の調査項目について

現行の障害程度区分認定の判定については、特に、知的障害や精神障害のある当事者や、これらの方々を支援する事業者から、実際の介護度に比べ低く判定されることが多いため認定調査項目の見直しを行うべきとの指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(23) ・ いいえ(6)

問2 現行の「認定調査項目」について、適切であると考えますか。

適切でない(26) ・ 適切(1) ・ どちらともいえない(2)

問3 「認定調査項目」について今後どのように見直すべきと考えますか。(複数回答可)

全く異なる尺度を用いて3障害共通の認定調査項目を設定し直すべき (5)
 それぞれの障害ごとに別々の認定調査項目を設定すべき (17)
 現行の3障害共通の認定調査項目を基本としつつ、それぞれの障害特性を反映した項目を追加すべき (5)
 その他 (2)

4 市町村が特に充実すべきことについて

問1 今後、市町村が特に充実すべきだと思うものはどれですか。(は5つまで)

充実すべきこと	件数
障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っている。	12
歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。	5
スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。	0
必要な情報がすぐに入手できるようになっている。	9
困ったことや、わからないことは、身近なところでいつでも気軽に相談できる。	10
必要なサービスが、必要なときに使えるようになっている。	24
いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。	8
家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。	13
いざというときに利用できる施設がある。	9
さまざまなタイプの働く場所が用意されている。	6
働き続けるための相談や生活支援が用意されている。	5
疾病の早期発見、リハビリテーション、サービス利用へと、保健、医療、福祉の連携がとれている。	15
医療やリハビリテーションが十分に受けられる。	4
療育・保育・就学など、障害児に対する継続的な支援がある。	12
学校では適切な支援を受けて、みんなと一緒に学ぶことができる。	2
緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されている。	7

問2 今後、市町村が特に充実するべきだと思う福祉サービスはどれですか。

(は5つまで)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	5
	重度訪問介護	14
	行動援護	4
	重度障害者等包括支援	2
	生活介護	6
	療養介護	5
	児童デイサービス	3
	短期入所（ショートステイ）	17
	共同生活介護（ケアホーム）	14
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	5
	就労移行支援	3
	就労継続支援（A型・B型）	5
	共同生活援助（グループホーム）	14
地域生活支援事業	障害者相談支援事業	13
	コミュニケーション支援事業	0
	日常生活用具給付等事業	2
	移動支援事業	11
	地域活動支援センター	8
	更生訓練費給付事業	0
	日中一時支援事業	9

5 行政への要望について

サービス充実への要望

- ・ケアホームの充実
- ・身近なところでレスパイトできるように短期、日中一時の充実
- ・短期入所の場がない（重度）
- ・医療的ケアのサービスメニューが少ない
- ・移動支援の学校送迎や在宅サービス利用、2人介助を認めてほしい。利用者負担の市町村格差の是正
- ・幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期を繋ぐための、相談支援機関や地域支援センターの充実が必要である。
- ・地域生活支援事業の充実（各自治体が特色を生かしてほしい）

制度の見直しへの要望

- ・利用者が安定した地域生活が送れることに相反した法律で疑問が残る。
- ・施設での生活を希望する利用者の現状や気持ちが反映されていない。障害の程度に関わらず地域で生活するよりも施設で安心した生活を希望する人もたくさんいる。
- ・障害程度区分の認定項目、判定項目の見直しとともに、区分ごとの利用制限や区分判定結果の地域間格差の是正
- ・利用者負担の応益負担から応能負担への変更、更なる低所得者対策を講じるべき
- ・市町村の経済状態によりサービスの質や量が異なるなど、格差是正を国に訴えてほしい。
- ・報酬算定を日割から月割に、利用者の1割負担の廃止
- ・年金2級の方は仕事ができなければホームでの生活は生活保護以外になく、社会保障の抜本的見直しを望む。（障害基礎年金のみでの地域生活は金銭的に厳しい。）

行政への要望

- ・福祉の充実を図るために事業者への運営に対する支援を望む
- ・他市町村の事業所でのサービスを利用するなら、事業所所在地の市町村と同じ内容の補助を考えて欲しい。
- ・地域移行の推進を図るため、先進自治体では訓練給付や家賃補助を設けるなど独自の取り組みを進めており、具体的な支援策を検討して欲しい。
- ・重症児者の増加により、職員配置強化の必要性や送迎費用の増大など、事業の存続にも影響が出る状況で、市町村の単独支援や給付単価の引き上げを図って欲しい。
- ・家賃補助を望む
- ・役場にいけない、制度を知らない、書類の書き方がわからないなど、申請ができない人の支援や方法を考えて欲しい。
- ・ケアマネジメントの実践により地域の住民としての生活実現を支援してほしい。
- ・障害者専門ケアマネージャーの設置

地域作業所の聞き取り調査結果概要

1 活動内容について

事業所名	作業内容
Workshopレスカル（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 業者への個人派遣・ 市役所からのテーブル起こし業務・ 学習会、パソコン教室 など
すぺーす・れざみ（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 弁当作りと配達（鎌倉市役所内で弁当販売）
倶楽部道（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 道の市（ガレージで地方の物産を販売）・ 清掃の受注業務・ 惣菜作り・ パステル画教室と作品のレンタル・ 空き部屋のレンタル（地域に開放）
たけのこ会共同作業所（身体）	<ul style="list-style-type: none">・ 個人プログラム（金銭の管理、字を書く練習、パソコン操作、携帯電話の操作、車椅子の操作）・ 自主製品の作成販売（古切手を使ったペン立て、七宝焼きなどをバザーで販売）・ 宿泊訓練
作業所トントン（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 自主製品の販売（機織、ビーズ、クロスステッチ、カード入れ、布巾などをバザー、役場等で販売）・ 受注作業（カレンダー、しおり）・ 「ぱど」のポスティング

2 作業所利用に至るまでの経路について

鎌倉保健所管内の精神障害者地域作業所は、鎌倉保健福祉事務所（鎌倉保健所）の生活指導教室をへて、ケースワーカーにより紹介を受け利用につながることが多くありましたが、平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による市町村への事務委譲が行われた後は徐々にネットワークの形が変化し、医療機関からの紹介や相談支援事業者、他の作業所、自分で探しに来るなど、作業所に至るまでの経路も大きく変わってきています。

3 利用者支援や作業所運営の課題について

- ・精神障害者の場合、必ずしも日々の積み重ねが成果をあげるとは限らない。
一人ひとりの見極めが難しい。
- ・作業所の設置に当たり拠点の貸し手が見つからず、多くは当事者の家族、法人関係者の所有するアパート等を借りている。また、主に住宅地に囲まれた地域に拠点を設ける場合、近隣住民からの反対や不安の声が寄せられ、説明や日頃のマナー、交流等を通して理解を図っている。（地域の理解）
- ・利用者の作業を確認しながらもう一方で利用者の相談を聞くということがある。
十分な支援を行うためにはスタッフの増員が必要。
- ・作業所から自宅に帰って親を介護している利用者がいる。
親の高齢化が進んでおり、世帯全体単位に支援を考える必要性を感じる。
- ・親と同居していることが本人の自立の妨げになるケースが非常に多い。
自立生活のための住居の場の確保に向け、公営住宅やアパートの家賃の補助が必要。
- ・突然休んでしまう利用者が多く、受注作業では穴が開いてしまい、スタッフで穴埋めすることがある。
- ・障害に対して家族の理解が得られない利用者が多いため、家族に対する啓発が必要だと感じる。
- ・工賃アップを図りたいが仕事がなかなか受注できない。
- ・親が高齢化したときに施設に入りたくないと思う利用者がほとんどであり、グループホーム等での1人暮らしのためのトレーニングが必要。

4 行政への要望について

- ・行政から仕事を発注して欲しい。
- ・補助金の増額を強く希望する。
- ・行政の相談窓口の一元化（ワンストップ）を希望する。
- ・新体系に移行しない作業所の存続を支援して欲しい。
- ・親元から離れる経験を積むための、短期入所の充実
- ・作業所の実態をよく知ってもらい、それに見合った補助をして欲しい。
- ・公営住宅の障害者優遇措置、親亡き後の障害者の住居サポート
- ・1人暮らし障害者の家賃補助や公営住宅の家賃補助をして欲しい。
- ・広い拠点に移りたいので支援して欲しい。
- ・精神障害の特徴として、通所日数が安定せず報酬算定の日割制は事業になじまないことを国に訴えてほしい。

9 葉山町自立支援協議会の意見の概要

平成22年12月に公布された整備法により、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいとされています。この整備法の施行は平成24年4月ですが、葉山町では改正の趣旨を踏まえ「葉山町障害者福祉計画」の策定にあたり、自立支援協議会から以下のご意見を頂き、計画に反映しています。

- 1 気軽に相談できる相談体制の充実について
地元の社会資源を把握するためにも、身近な場所（町内）に相談支援事業所があることが望ましい。
複合ケースへの対応方法の検討（福祉、医療、生保など関係機関の連携体制の構築）。
触法行為があった場合の、病院や警察との連携の強化。
相談の導入部（インテーク）、ケアマネジメント及び緊急時対応について、関係機関内で役割分担する必要がある。
ケアマネジメントはサービス提供事業者でも対応が可能であるため、これらの活用。
相談支援の一環として、アウトリーチ（訪問）ができることが必要。
相談支援事業は、平成24年4月の法改正に向けた体制整備も検討しなければならない。
障害児の相談支援に関する検討が抜けている。あり方は計画に載せる必要がある。
児童は、ライフステージに沿った相談支援が必要。
地域ニーズについては、担当者で構成する相談支援連絡会等により、情報の共有と連携を図る。
- 2 誰もが働ける就労支援体制の整備について
利用者のステップアップのために、就労支援事業所間での連携が必要。
ニーズのデータ化、ネットワーク化による関係機関の情報共有が必要。
事業所は、利用者がどのような形態の就労に就くのが現実的であるかのアセスメントを行うことが大事。
事業所の参入を促すためにも、就労ニーズをデータ化するなどの政策誘導が必要。
就労は広域対応になるため、圏域自立支援協議会などでも検討していくことが必要。
- 3 暮らしやすい生活の場の確保について
日中活動事業所あるいはCH/GH事業所が参入しやすいような政策誘導が必要。
そのためには、障害児者に関するデータなどがあると事業所は参入しやすい。
定住型と短期型のGHを別に用意するなど、利用者の障害特性等への対応も必要。
事業所の利用マップなどがあると良い。計画で示してはどうか。
- 4 福祉施設の入所者の地域生活への移行
施設入所者の地域移行は、現在の入所者の状況を把握し、平成26年度までの地域移行を目指す。
- 5 入院中の精神障害者の地域生活への移行について
精神障害者の退院促進については、人数はともかく、住まいやアウトリーチ型の相談等、くらしをサポートするという部分の検討が必要。
地域移行・定着支援事業は、来年4月から個別給付になる。事業所としては、これだけでは事業化できないため、平成24年度からの相談支援事業のあり方と一緒に検討する必要がある。
成年後見制度を確立させることは、引き受ける不動産業者等の安心につながり、アパート等の利用の促進につながるため、充実の検討が必要。
- 6 福祉施設から一般就労への移行・就労支援事業の利用について
2と共通

第 3 章

障害者施策の方向 (障害者計画)

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

**障害のある人もない人も
地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

障害者基本法では、その基本理念として「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが明確に規定されています。

障害のある人が自ら福祉サービスを選択、利用して住みなれた地域で自立した生活が送れるようなまちづくりを進め、各種の支援体制を整備していく必要があります。

障害のある人が暮らしやすいように配慮されたまちは、誰もが住みやすい町であることは言うまでもありません。

葉山町では、障害のある人もない人も、お互いに個人の尊厳を重んじ、人間として平等の立場でともに支えあい、ともに安心して暮らしていける社会を実現するため、「障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 1 継続的な保健・医療サービスの提供
- 2 地域での自立生活支援の充実
- 3 雇用と就労支援の充実
- 4 とともに学びともに育つ環境づくり
- 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

基本目標 1 継続的な保健・医療サービスの提供

障害や疾病を抱えていても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、予防と健康づくり、障害の早期発見、早期対応体制の充実など、保健・医療・福祉等の連携による継続的なサービスを提供していきます。

基本目標 2 地域での自立生活支援の充実

住みなれた地域で自立した生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援の充実を図ります。

基本目標 3 雇用と就労支援の充実

働く意欲のある人が、可能な限り就労し、働き続けることができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

基本目標 4 とともに学びともに育つ地域づくり

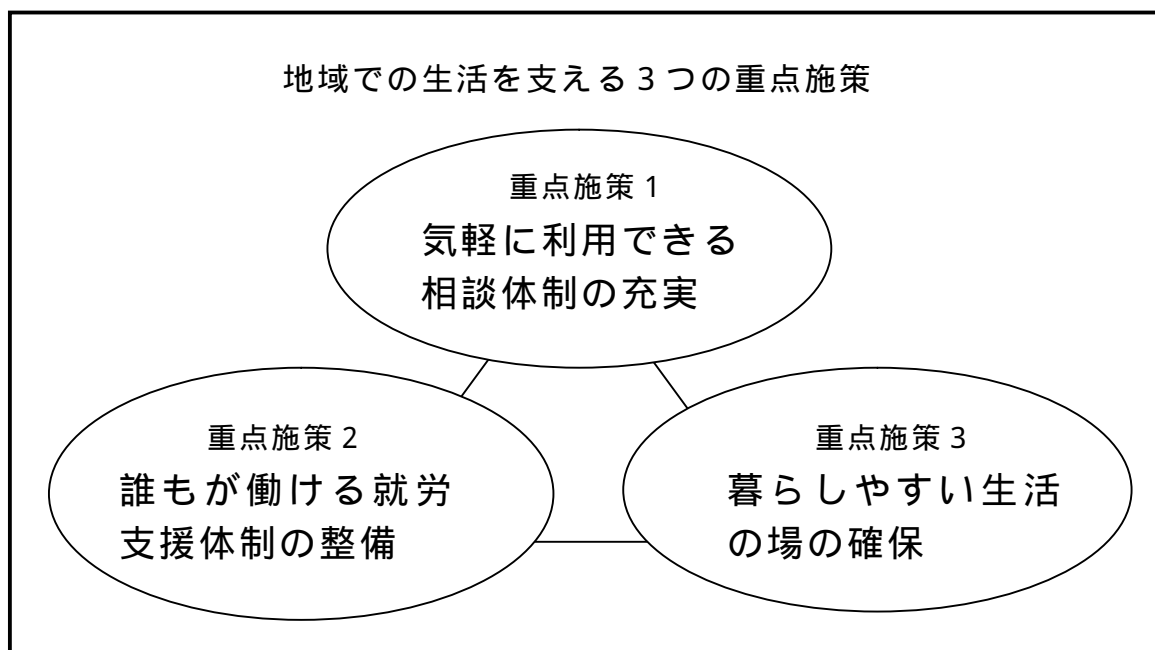
誰もが障害についての十分な理解を得られるよう、啓発に努めます。また、障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、障害のある人もない人も地域の中でともに学び、ともに育ちあえる体制づくりを進めます。

基本目標 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害に備えた防犯・防災体制を整備します。

(3) 重点施策

住み慣れたまちで自立して暮らしていくためには、地域の中で必要なサービスが使えることが不可欠です。町では障害のある人やサービス事業者のアンケート調査、ヒアリング等により見えてきた課題を踏まえ、地域での生活を支える重点施策を次のとおり整理しました。



重点施策 1 気軽に利用できる相談体制の充実

相談や情報提供は、地域で生活していく上で不可欠なものであり、必要な人に十分に届いてはじめて機能しているといえます。しかしながら、アンケート調査の結果では、「どこでどんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」という要望が多くあります。また、自立支援法のサービスになって「制度の仕組みがわからない」という方が3割にも上っています。町では、この結果を受け止め、何でも話せる、一緒に考える、気軽に利用できる相談体制の充実に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P69

- ・ 相談支援ネットワークの構築
- ・ 相談支援事業の充実
- ・ 相談窓口の充実

重点施策 2 誰もが働ける就労支援体制の整備

働くことは自立した生活を支える基本となるものであり、一人ひとりの個性を伸ばし、社会関係を築く上でも大切なものです。アンケート調査の結果から就労意向をみると、30代、40代では3割の人が「一般就労」を希望しています。一方で、町の現状としては「さまざまなタイプの働く場所が用意されていると思わない」という回答が多くなっており、「これまでできなかったから」という理由で諦めている人も少なくないのでは、という意見も届いています。町では、この結果を受け止め、その人の適性に応じて多様な働き方ができるよう、働く意欲のある誰もが働ける就労支援体制の整備に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P72

- ・ 就労支援ネットワークの整備
- ・ 効果的な就労支援策の検討
- ・ 事業主への雇用の啓発

重点施策 3 暮らしやすい生活の場の確保

住まいが地域生活で重要なのは言うまでもありませんが、施設や病院の生活から地域の生活への移行（地域移行）を支える上では、障害の状況やライフステージに応じて、自宅、施設、グループホームなどの暮らしの場が必要に応じて選択できることが大切です。また、今後の障害のある人自身や介助者の高齢化を考えると、将来の安心確保のためにもその重要性は大きくなっています。アンケート結果をみると、特に知的障害のある人から、グループホームやケアホームの充実への要望が3割前後に達しています。町では、この結果を受け止め、年齢や生活環境に応じた暮らしやすい生活の場の確保に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P67

- ・ 公営住宅等の入居優遇措置
- ・ グループホーム等の確保
- ・ グループホーム等の入居者支援

2 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 保健・医療・福祉等の連携の推進	予防と健康づくりの充実 障害の早期発見・早期対応 発達障害児等への対応体制の充実
地域での自立生活支援の充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	在宅福祉サービスの充実 経済的支援
	(2) 日中活動の場の充実	活動の場の充実 移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	居住の場の確保 施設等利用者への支援
	(4) 相談と情報提供の充実	相談と情報提供の充実 コミュニケーション支援
雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	就労支援ネットワークの整備 雇用の場の拡大 就労支援事業の充実
ともに学びともに育つ地域づくり	(1) 保育・教育の充実	療育・保育支援の充実 特別支援教育の推進 放課後対策等の充実 地域交流の促進
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	スポーツ参加の機会の確保 レクリエーション活動の促進
	(3) こころのバリアフリーの推進	広報・啓発活動の推進 ボランティア活動の促進
安心して暮らせる住みよいまちづくり	(1) 福祉のまちづくり	バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の充実	特別なニーズの把握と 救援システムの構築 防災意識の啓発 防犯体制の確立

基本目標 1

継続的な保健・医療サービスの提供

主要課題 1 保健・医療・福祉等の連携の推進

現状と課題

障害のある人が地域において、自分らしく自立して生活するためには、健康であることが重要な条件になります。

そのためには、障害の内容やライフステージの各段階に応じた適切な支援を行うことが重要です。

障害の早期発見・早期支援は、障害のある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るものです。

町では現在、乳幼児においては、早期療育の重要性から、要支援者の早期発見と早期支援に努めるとともに、平成18年からは発達支援システム検討会議を立ち上げ、保健・医療・福祉等が連携を図りながら支援をしています。

また、加齢に伴う疾病による障害においては、疾病の早期発見や治療に加えて、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて積極的に健康を増進し、疾病の発症予防や進行を抑える対策を進めています。

今後は、保健・医療・福祉等の連携を一層進め、平成20年3月から設置している葉山町自立支援協議会での検討を中心に、障害のある人のライフステージに応じた保健・福祉サービス・リハビリテーション体制の一層の充実に努めていくことが課題です。

キーワード

予防と健康づくり

障害の早期発見・早期対応

発達障害児等への対応

施策の方向 予防と健康づくりの充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者医療費助成事業	重度障害者の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。 また、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、対象者の範囲等の見直しを検討します。	精神障害者に対象範囲を拡大しています。 21年10月から助成要件に年齢制限を設定しています。	福祉課
自立支援医療費の支給 【自立支援給付】	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病の通院にかかる医療費を、自立支援医療費として支給します。	自立支援法に基づき適切に支給しています。	福祉課
健康増進事業	住民の健康増進を図るため、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	体験教室、講座開設、各種健康診査等を実施しています。	保健センター
特定検診・特定保健指導事業	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	特定健診受診者のうち、基準を超える数値の人に保健指導を実施しています。	保健センター
母子保健事業	妊婦から乳幼児への健康相談・健康教育・乳幼児健診・訪問指導等を通じて、要支援者の早期発見・早期支援を図り、子どもの健やかな成長への支援を行います。	健康相談、健康教育、乳幼児健診、妊婦健康診査・訪問指導等を実施しています。	子ども育成課
精神保健の啓発	地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。	地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害者理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。	福祉課

施策の方向 障害の早期発見・早期対応

事業名	事業内容	実施状況	担当課
乳幼児療育事業	つくしんぼグループの実施により、発達上何らかの支援の必要な親子に対し、早期に発達支援を行うことで、子どもの成長への支援と親の育児不安への対応を行います。	1歳半、2歳、3歳児の健診等の機会を活用し、支援の必要な子どもを療育に繋げています。	子ども育成課
健康増進事業 (再掲)	住民の健康増進を図るため、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	(再掲)	保健センター

事業名	事業内容	実施状況	担当課
特定検診・特定保健指導事業 (再掲)	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	(再掲)	保健センター
健診フォロー体制の整備	成人は、がん検診追跡調査(未受診者への受診勧奨)、基本健康診査のフォロー(生活指導等)により、ハイリスク者において、危険因子の早期発見、早期改善に努めます。 乳幼児は、乳幼児健康診査で何らかの支援の必要な親子に対し、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密検査の勧奨等を行います。	経過健診、精密検査の勧奨、心理相談、乳幼児相談、巡回相談などにより、健診受診者に対する支援体制の充実を図っています。	保健センター 子ども育成課

施策の方向 発達障害児等への対応体制の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
児童発達支援事業	未就学の障害児や自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)など、これまでの障害認定基準だけでは対応できない児童を含めて、専門職等による療育指導・機能訓練等を行い、子どもの発達を支援するたんぽぽ教室を推進します。	児童一人ひとりの療育の必要性に合わせた指導を実施しています。	子ども育成課 福祉課
指導員や保育士の研修の充実	従来の障害認定基準では対応できない発達障害児などに対応していくため、対象児童に適した療育ができるよう指導員の研修を充実させ、資質向上を図ります。	関係機関との連携や自主研修等により資質の向上を図っています。	子ども育成課
一貫した相談支援体制の充実	保健・医療・福祉・教育等が連携し、乳幼児期から就学までの、障害のある子ども及び保護者等に対する一貫した相談・支援を実施していくため、発達支援システムの構築を行い、関係各課や関係団体等の連携を強化していきます。	平成22年度に「発達支援システム会議」を立ち上げ、体制整備を図り、継続的な支援を図るための「相談・支援ファイル」などの具体的な取組みが始まっています。	子ども育成課 学校教育課 福祉課
新規障害児相談支援の推進	児童福祉法の改正に伴い、早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。		子ども育成課 福祉課

基本目標 2

地域での自立生活支援の充実

主要課題（１）地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です

障害者自立支援法の施行により、地域生活を支える各種サービスは、従来のサービスの区分や内容が見直されるとともに、利用者の原則 1 割負担が生じています。また、難病や重度・重複障害により日常的に医療的ケアが必要な方への支援など、障害のある人の様々な要望に必ずしも十分対応できているとはいえないのが現状です。

制度の移行に伴うニーズの増加に対応するとともに、障害の重度化、高齢化などにより、今後とも各種サービスの質と量を適切に確保していく必要があります。

キーワード

在宅福祉サービスの充実

経済的支援等

施策の方向 在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
居宅介護 【自立支援給付】	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスを提供します。 制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。 (見込量はP93)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供している。	福祉課
日常生活用具の給付 【地域生活支援事業】	主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。 身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP114)		福祉課
入浴サービス事業の充実 【地域生活支援事業】	家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため訪問入浴サービスを実施します。 週1回の提供となっておりますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実に努めます。 (見込量はP118)		福祉課
廃止 ふとん乾燥サービス事業	重度障害者の衛生的な生活の向上を図るため、ふとん乾燥サービスを行います。 年2回の実施となっておりますが、他の方法も視野に入れて事業の見直しを検討します。	ホームヘルプサービスでの代替によりサービスを維持することができることから平成22年度に事業廃止としました。	福祉課
配食サービスの充実	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度障害者の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。 休日の提供などのニーズを把握し、内容の充実に努めます。	平成23年度からB型事業所が、食事作りから配達までを行っています。	福祉課
補装具費の支給事業 【自立支援給付】	障害のある人の身体機能の補完又は代替し、自立した日常生活を行うよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課
介護用品支給事業	重度障害者で常時排泄用具を必要とする方に対し、紙おむつ等の介護用品を支給します。	2ヶ月に1回、パンフレットからの選択方式で紙おむつ、尿パッドなどを支給しています。	社会福祉協議会

施策の方向 経済的支援等

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者手当支給事業	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害者・知的障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。支給対象者の重点化等を含め、対象者の範囲等の見直しを検討します。	障害程度に応じて手当を支給しています。	福祉課
特別障害者手当支給事業の普及・啓発	在宅の重度障害者で常時介護を要する方が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。	広報、制度案内等により普及・啓発を図っています。	福祉課
神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。		福祉課
公共料金等割引制度の普及・啓発	重度障害者の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度の普及・啓発に努めます。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	制度案内等により普及・啓発を図っています。	福祉課

主要課題（２）日中活動の場の充実

現状と課題

これまで障害福祉に関わる施設は、身体、知的、精神それぞれ複雑な施設・事業体系に分かれて様々なサービスが提供されてきましたが、障害者自立支援法においては、これらの事業体系が見直され、必要とする人が必要な機能を選べるよう整理されています。

葉山町においては、障害者地域作業所を平成17年4月より知的障害者授産施設「葉山はばたき」に転換し、施設福祉サービスの充実を図ってきました。また、精神障害に関する活動の場の整備としては、地域作業所として親しまれている「作業所トントン」の運営支援を行ってきました。しかしながら、多様な活動の場を確保するという観点からは、依然として不十分なのが現状です。

また、アンケート調査の結果からは、当事者、事業者双方からショートステイへの要望が多くみられることから、日中の居場所づくりの面からもショートステイの確保・充実に向けた取り組みも課題となっています。

日中活動の場を充実していくためには、葉山町だけで完結することは事業運営上も難しく、障害者団体や周辺自治体と連携した広域的な対応が必要です。またあわせて、施設への通所などの移動手段も考慮した対応が求められます。

障害のある人が豊かな日中活動を営むことができるよう、新制度による利用者の動向に留意しつつ、障害者団体や民間団体の活動を積極的に支援していくことが課題です。

キーワード

活動の場の
充実

移動支援の
充実

施策の方向 活動の場の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者支援施設の充実	<p>障害者支援施設「葉山はばたき」では指定管理制度の導入により、質の高いサービスを提供しています。</p> <p>平成23年度末までに、障害者自立支援法に基づく、新体系サービスへの移行を円滑に進め、利用者増加、工賃アップなどサービスの更なる充実を図ります。</p>	<p>新体系サービスへの円滑な移行に向け検討を進めています。</p> <p>22年度に収益の増加に伴い工賃アップを実現しています。</p>	福祉課
障害児の活動の場の充実	<p>障害のある子どもの総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぼぼ教室」を活用し、障害児の日中の活動の場を充実します。</p>	<p>町直営の施設として質の高いサービスを維持しています。</p>	子ども育成課
廃止 精神障害者地域 作業所の運営支援	<p>就労することが困難な在宅の精神障害者に作業訓練等の場を提供する地域作業所に運営費の補助を行い、精神障害者の社会参加、社会復帰の促進を図ります。</p> <p>また、障害者自立支援法に基づく、地域活動支援センターへの移行を支援します。</p>	<p>22年度に町内の地域作業所は就労継続支援B型事業所と地域活動支援センターに移行したため、事業廃止としました。</p>	福祉課
日中活動サービス 【自立支援給付】	<p>施設入所などで昼間に利用できる「生活介護」「療養介護」「ショートステイ」の各サービスを提供します。</p> <p>新体系への移行計画を踏まえつつ、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の確保に努めます。</p> <p>(見込量はP96、P104、P106)</p>	<p>自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。</p> <p>「児童デイサービス」は法改正により児童福祉法に再編されました。</p>	福祉課
地域活動支援センターの設置 【地域生活支援事業】	<p>創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域生活サポートセンター とらいむ」で実施しています。</p> <p>町内の身近な場所に地域活動支援センターを設置し、更なる充実を図るため、公共用地の有効活用等の事業所支援策を検討します。</p> <p>(見込量はP116)</p>	<p>地域活動支援センターを町内に設置し、更なるサービスの充実を図っています。</p> <p>今後は、設置した支援センターが機能を発揮できるよう関係を図ります。</p>	福祉課
日中一時支援事業 【地域生活支援事業】	<p>障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。</p> <p>障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。</p> <p>(見込量はP117)</p>	<p>自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。</p>	福祉課

施策の方向 移動支援の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
移動支援事業 【地域生活支援事業】	<p>障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に外出支援を行います。</p> <p>利用者のニーズに応じて、より柔軟な対応が図れるよう、サービス対象者、支給要件の見直しを検討します。</p> <p>(見込量はP115)</p>	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課
送迎サービス運営事業	<p>本人及び介護者だけでは移動が困難な重度障害者の病院の入退院や通院施設の入退所に、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。</p>	<p>社会資源の不足を補うため直営による送迎サービスを実施し、重度障害者の在宅生活を支援しています。</p> <p>今後、福祉有償運送事業者の参入を支援し、地域の社会資源の充実を進めます。</p>	福祉課
移動に係る経費の助成	<p>在宅の重度障害者が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。</p>	<p>タクシー券や自動車燃料費の助成により在宅生活を支援しています。</p>	福祉課
施設等通所交通費の支給	<p>施設等に通所している在宅障害者に対し、交通費を助成することで、障害のある人の経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。</p>	<p>交通費を助成により在宅生活を支援しています。</p>	福祉課

主要課題（3）暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められています。

また、障害の重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる暮らしの場として施設等を確保していくことも必要です。

現在、町内にはケアホーム（ジャストサイズ一色）が1箇所しかなく、町営住宅も慢性的に空きがない状態となっています。当事者やその家族の高齢化とともに、地域での暮らしの場の確保と自立生活を継続するための支援は今後の重要な課題となります。

障害のある人が、安心して暮らせるよう設備等に配慮された町営住宅、民間住宅等の整備・供給を進めるとともに、広域での対応を中心に、障害のある人が住みやすい住宅を確保できるようグループホームやケアホームの設置・運営への支援に努めます。

キーワード

居住の場の確保

施設等利用者への支援

施策の方向 居住の場の確保

事業名	事業内容	実施状況	担当課
町営住宅の整備	バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。	大規模修繕が必要であることから実現に至っていません。	福祉課
公営住宅等の入居優遇措置 重点	障害のある人が県営住宅又は町営住宅に入居する際、入居の優遇を図り、障害者世帯を支援します。 また、障害のある人向けの住宅を確保するため、民間賃貸住居への入居支援策を検討します。	入居優遇措置や家賃減免の措置を図り、障害者世帯を支援しています。	福祉課
住宅設備改良費補助事業	重度障害者又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。 また、補助制度を有効に活用した住宅改良工事ができるよう情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険と連携を図りながら、施工事業者に対し、住宅改造制度の周知を図ります。	世帯の所得状況に応じて改造に要する費用の一部を助成しています。	福祉課

事業名	事業内容	実施状況	担当課
グループホーム等の確保 【重点】 【自立支援給付】	地域生活への移行を促進するため、障害福祉サービスにおけるグループホーム、ケアホームの確保に努めます。 当事者やその家族の高齢化を見据え、町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。 (見込量はP108)	18年10月より知的障害者向けのケアホームが運営を開始しています。	福祉課
新規情報提供の充実	事業所の参入を促進するため、必要な情報の発信に努めます。		福祉課

施策の方向 施設等利用者への支援

事業名	事業内容	実施状況	担当課
施設入所支援 【自立支援給付】	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺自治体と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努めます。 (見込量はP109)	自立支援法に基づき安定的にサービスを提供しています。	福祉課
自立訓練(機能訓練・生活訓練) 【自立支援給付】	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。 (見込量はP98)		福祉課
更生訓練費の確保 【地域生活支援事業】	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 身体障害者のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP118)		福祉課
グループホーム等の入居者支援 【重点】	グループホーム、ケアホームに入居する精神障害者及び知的障害者の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。		福祉課

主要課題（４）相談と情報提供の充実

現状と課題

障害のある人や家族が持つ不安や疑問を解決するためには、情報の提供と相談体制の充実が欠かせません。

現在、地域には町役場のケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として障害福祉相談員や民生委員、相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」と「地域生活サポートセンターとらいむ」）が、障害のある人や家族の相談支援に従事しています。

しかしながら、日常的な相談に対して、まずどこに相談すれば良いかという分かりやすい体制、相談に来た人に総合的に対応できる体制にまではなっていません。

今後は、きめ細かな対応ができるようケアマネジメントに関する人材を育成するとともに、庁内の様々な相談窓口の対応の向上に努め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる体制を確立していくことが課題です。

また、現代社会においては、適切な情報の入手は社会で活動していくための重要な条件となっていますが、障害のある人は、情報の入手が困難に感じることも少なくありません。情報の入手や発信は新たな基本的人権であるとの認識に立ち、情報のバリアフリー化を進める必要があります。

キーワード

相談と情報
提供の充実

コミュニケ
ーション支
援

施策の方向 相談と情報提供の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
相談支援ネットワークの構築 重点	障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター、地域作業所等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。（自立支援協議会）	平成20年度に「地域自立支援協議会」を立ち上げ、関係者の連係や情報の共有化など体制整備を図っています。 今後は相談支援を中心に地域の課題についても対応を協議します。	福祉課
相談支援事業の充実 重点 【地域生活支援事業】	障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談など、総合的な相談窓口として実績のある相談支援事業所（「支援センター 凧」と「地域生活サポートセンター とらいむ」）で実施しています。 （見込量はP113） 計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者と連携を図りながら、サービス利用計画を作成します。 （見込量はP111）	専門的な知識を持つ事業所への委託により、質の高いサービスを提供しています。 利用者の真に必要なサービスが提供できるようサービス利用計画の作成など相談支援体制の更なる強化を進めるとともに、将来に向けて町内の身近な場所に相談支援事業所を設置できるよう検討します。	福祉課
相談窓口の充実 重点	町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、保健師等の専門職員の確保や資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携を図ります。 また、町内庁舎内や町内施設等で相談ができるよう、相談支援事業所の出張相談等の実施を検討します。	保健師を設置するとともに、相談支援事業者とのケース会議等の開催など連係を図っています。 出張相談窓口の設置を始めています。	福祉課
保健相談事業	障害のある人及びその家族の方の相談にタイムリーに対応できるよう関係機関と連携をしながら相談の充実を図ります。必要に応じて家族等への訪問を行います。	定期的なケース会議の開催により、情報共有・連係を図っています。	保健センター 福祉課
成年後見制度利用支援事業	高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。	弁護士や行政書士等の専門家による相談ができるよう、庁舎内に相談窓口を設置しています。	福祉課
あんしんセンター事業	地域で安心して生活ができるよう、高齢者や障害者で判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理、財産の保管等のサービス事業を行います。	広報や制度案内等を通じて事業周知に努めています。	社会福祉協議会

事業名	事業内容	実施状況	担当課
新規 障害者虐待防止の 仕組みづくり	虐待を防止し、障害のある人の安全で 安心な地域生活を確保するため、国・県 をはじめとする関係機関との連携を図り ながら支援体制の構築に努めます。		福祉課
神奈川県障害福祉 相談員の相談	障害のある人の安定した地域生活を支 えるため相談等を行うとともに、住民の 障害福祉に関する理解を深め、障害福祉 全般の増進を実施しています。	相談員4人が地域での相談 活動を行っています。	県鎌倉保健 福祉事務所 福祉課
民生委員・児童委 員の相談	地域で安心して生活ができるよう、生 活に関する身近な相談を実施していま す。	民生委員・児童委員の障害 福祉部会において、地域の 声を行政に反映してもらっ ていくことができます。	民生委員・児 童委員 福祉課
情報提供の充実	障害者手帳交付の際にガイドブックを 配付し、利用可能な制度について周知す るとともに、広報紙や町のホームペー ジなど多様な手段を通じてわかりやすい、 利用しやすい情報を提供します。 また、庁舎内に音声拡大読書機「よむ べえ」を設置し、視覚障害者、学習障 害者、高齢者等のサポートをします。	制度案内等の充実を図っ ています。	福祉課

施策の方向 コミュニケーション支援

事業名	事業内容	実施状況	担当課
コミュニケーション 支援事業 【地域生活支援事業】	意思疎通を図ることに支障のある障害 のある人等の意思疎通の円滑化を図るた め、福祉課窓口到手話通訳者を設置す るとともに、病院や公共機関等での各種 手続きや相談がスムーズに行われるよう 手話通訳者の派遣を行います。 聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要 な事業量の確保に努めます。 (見込量はP114)	病院、公共機関等での各種 手続きや相談が円滑に行え るよう通訳者を派遣してい ます。 相談や諸手続きの支援を行 うため、役場に手話通訳者 を設置しています。	福祉課
手話奉仕員養成 講座	手話の習得を希望している方に対し、 厚生労働省のカリキュラムに基づいて、 講座を開催し手話奉仕員を養成します。 手話奉仕員から手話通訳者へステップ アップを図るための支援を近隣市と連携 を図りながら推進します。	初めての方を対象にした入 門講座の他に、逗子市と連 係しながら「基礎課程」と 「上級課程」の講座を実施 しています。 上記講座の機能を強化す るため、フォローアップ講座 を検討していきます。	福祉課 社会福祉 協議会

基本目標 3

雇用と就労支援の充実

主要課題（１）雇用・就労の促進

現状と課題

障害のある人の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

これらの問題を解決するため、障害者自立支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、障害のある人が働く場合、就労訓練にとどまらず、就労先の開拓やあっせん、職業研修、就業支援、就労後の支援、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連していることが必要です。

今後は、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことにより、身近な地域の中に働きやすい環境づくりに取り組みます。また、就労移行支援事業者などの関連団体と連携し、職業訓練・相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実も検討していきます。

また、公的分野においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務の拡大などに率先して取り組んでいく必要があります。働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

キーワード

就労支援ネットワークの整備

雇用の場の拡大

就労支援事業の充実

施策の方向 就労支援ネットワークの整備

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就労支援ネットワークの構築 重点	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者職業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。	自立支援協議会で就労部会（仮称）の立ち上げを検討していきます。	福祉課
効果的な就労支援策の検討 重点	葉山町自立支援協議会に就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し効果的な就労支援策を検討していきます（自立支援協議会）		福祉課

施策の方向 雇用の場の拡大

事業名	事業内容	実施状況	担当課
事業主への雇用の啓発 重点	町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。	制度案内等を通じて事業周知に努めています。	福祉課
公共施設の雇用拡大	町の公共機関において、障害のある人の雇用の拡大や就労の場の創出に努めます。	法定雇用障害者数を確保しています。	総務課 福祉課
職場実習の受け入れの検討	障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れや機会の創出を検討します。	売店の運営を通じて職場体験を実施しています。更なる機会創出を検討します。	福祉課
町の業務の委託促進	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を作業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。	23年度より高齢者の配食サービス事業を障害者施設に委託しています。	福祉課
就労の機会の拡大	障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。	未実施 自立支援協議会での検討を計画しています。	福祉課

施策の方向 就労支援事業の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就労に関する相談体制の充実	葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、周辺自治体との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。	相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援が始まっています。	福祉課
就労支援事業 【自立支援給付】	就労を希望する人に、一定期間における生産活動や活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機械の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。 (見込量はP100～P102)	自立支援法に基づく安定的にサービスを提供しています。	福祉課
雇用報奨金支給事業	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害者と精神障害者を3ヵ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。	23年度から福祉的就労の一部を制度対象に加えました。	福祉課
就労定着支援事業	障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策を検討します。	相談支援事業で就労定着支援を実施しています。	福祉課
新規 情報提供の充実	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。		福祉課

基本目標 4

ともに学びともに育つ地域づくり

主要課題 1 保育・教育の充実

現状と課題

子どもが将来、社会的に自立できるように支援していくために、教育は重要な役割を果たしています。特に、障害のある子どもや家族にとっては、一人ひとりの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが必要です。

また、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの問題を抱える児童を含めて、障害のある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にした上で、必要に応じて補完的に特別な支援を行う学習の場を提供していくことが求められています。

町立保育園では、一定の要件のもと障害児保育（統合保育）を実施していますが、今後は、幼稚園等での障害児の受入に対する支援についても、さらに検討する必要があります。また、学校教育においては、すべての学校に特別支援学級を設置し、障害のある児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

これからは、保健・医療・教育・福祉等が連携して、乳幼児期から就学まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する一貫した相談・支援体制を充実していくことが課題です。

さらに、障害のある人もない人も、ともに地域の中で学び、育つことで、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けていくことができるような環境を整えることも大切な課題です。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人もともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念

キーワード

療育・教育
支援の充実

特別支援教
育の推進

放課後対策
等の充実

地域交流の
促進

施策の方向 療育・教育支援の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害児保育（統合保育）の充実	一定の要件のもと、障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な成長を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。	たんぼぼ教室で療育を受けている児童のうち、要件を満たす児童の受け入れを実施しています。	子ども育成課
障害児等の幼稚園への就園支援	障害児を積極的に受け入れる幼稚園に対し、経費の一部を補助し、幼稚園教育の振興を図ります。	教材購入費の一部補助を実施しています。経費の助成を「葉山町たんぼぼ教室」通園児に拡大しています。	教育総務課
教育支援センターの設置	町内小・中学校に在籍する不登校児童・生徒の学校復帰のため、学校と連携を図りながら、個人の状況に合わせて指導を行う相談教室を設置します。	受け入れを実施しています。	学校教育課

施策の方向 特別支援教育の推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
就学支援委員会の開催	葉山町内に住所のある障害のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため委員会を開催します。	就学支援委員会に児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。	学校教育課
特別支援学級の設置	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、障害のある児童・生徒の学区に特別支援学級を設置しています。さらに特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。	町内全ての小中学校に設置し、必要に応じて介助員を配置しています。個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。	学校教育課
学校施設の整備	障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じた教育環境を整えます。	ニーズを満たすよう配慮しています。	学校教育課
特別支援学級就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。	特別支援学級在籍の対象者に補助しています。	学校教育課
特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。	個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。担任教員の研修などスキルアップを図っています。	学校教育課

施策の方向 放課後対策等の充実

事業名	事業内容	実施状況	担当課
児童・生徒の居場所づくり	子どもの放課後の居場所として学童クラブを設置していますが、ノーマライゼーションの観点から、障害のある子どもについても受入に努めます、	障害の有無に拘わらず、全ての子どもの放課後の居場所となるよう、専門員の確保など受入体制の整備とともに、関係各課や関係機関と連携を図りながら児童・生徒の居場所の確保に努めます。	子ども育成課
新規放課後等デイサービス事業の利用促進	児童福祉法に創設された「放課後等デイサービス」について、サービス提供事業者を地域で確保できるよう努めるとともに、あり方について検討します。		子ども育成課 福祉課

施策の方向 地域交流の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
福祉教育・交流教育の推進	幼少期から社会福祉への関心を持ち、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性を育てあえるよう、福祉教育や交流教育を進めます。	各学校の実態に応じて、総合的な学習の時間や特別活動などでアイマスク体験、手話講習、車椅子体験等の取組を社会福祉協議会との連携により実施し、意識の向上を図っています。 23年度から障害者運動会の運営に中学生の協力を求め、交流を図っています。	子ども育成課 学校教育課 福祉課

主要課題2 スポーツ・文化活動への参加促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動は重要な役割を果たしています。

現在では、障害のある人の運動会や障害者ヨット大会を開催するなど障害者スポーツ・文化活動への支援を行っていますが、各種の施設利用の支援も十分とはいえず、障害のある人となない人が一緒にスポーツ活動や文化・芸術活動に参加したり、仲間と集える機会も十分とはいえません。

今後、日常生活の一環として、スポーツ・文化・芸術などの事業を充実させ、障害の程度にかかわらず、障害のある人も、ない人も、気軽にスポーツや文化活動に参加でき、楽しめるような体制づくりが課題です。

キーワード

スポーツ参加の機会の確保

文化・レクリエーション活動の促進

施策の方向 スポーツ参加の機会の確保

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者運動会の開催	運動会を開催することにより、障害のある人の健康の増進と社会参加を図ります。	障害のある人の健康の増進と社会参加を図るとともに、スポーツを通じて当事者等が親睦を深める場となっています。	福祉課
障害者スポーツの振興	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。	「葉山駅伝」など必要な配慮による参加を呼びかけています。	福祉課 生涯学習課
障害者スポーツ大会への参加支援	障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。	県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、送迎、ガイド、案内等の支援を実施しています。	福祉課
心身障害者ヨット競技大会事業	ヨット大会を開催することにより、障害のある人のスポーツの振興を図ります。	葉山町・逗子市のヨット協会が主催する障害者ヨット大会の運営支援を実施しています。	福祉課

施策の方向 文化・レクリエーション活動の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者作品展の開催	障害のある人が日頃の成果を披露する作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。	「障害者作品展」を開催し、障害のある人の文化活動の充実を図っています。	福祉課
障害者団体の各種行事の支援	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。	福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成しています。	福祉課
横須賀三浦地区ふれあい広場への支援	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」を通じて、情報交換や交流を図るための活動を支援します。	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政の協働による、アトラクション、展示、販売等のイベントを支援しています。	福祉課

主要課題3 こころのバリアフリーの推進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。また、「こころのバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。そのためには、体験ボランティアの機会の充実などにより、一人でも多くの人々が障害のある人に対する理解を深めていくことも大切となります。

葉山町では、障害者施設で作成した作品を町役場・福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も、民生委員や福祉相談員等の力を借りながら広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが大切です。

また、ボランティア活動への支援は、葉山町社会福祉協議会が中心となり実施していますが、さらに、機会を充実させ、ボランティアのすそ野を広げていくことが大切となります。

キーワード

広報・啓発
活動の推進

ボランティ
ア活動の促
進

施策の方向 広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
障害者週間の啓発活動	ノーマライゼーションの理念の定着を図るため、障害者週間（12月3日～12月9日）に障害者団体等と連携し、パネル展示、障害のある人や家族による講話「ともしび運動推進葉山町懇話会」の開催、「障害者キャンペーンポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」等のキャンペーン活動を支援します。	「ともしび運動推進葉山町懇話会」や庁舎内でのパネル展示、中学校に理解普及啓発のためのリーフレットの配布、「障害者週間のポスター」を募集し、障害者に対する理解の促進と周知を実施しています。	社会福祉協議会 福祉課
学習機会の充実	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。	中学校の夏休み体験学習を町内の事業所の協力で実施しています。	社会福祉協議会
職員研修事業	ノーマライゼーションの理念をさらに深めるため、職員研修等の充実を図ります。	関係職員の資質向上を図るため、積極的な参加を推進しています。	総務課 福祉課

施策の方向 ボランティア活動の促進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
福祉教育、ボランティア教育の充実	町内の小・中学校においては、体験学習の一環として、手話講習や車椅子体験を通して、障害児・者への理解を深めるため、福祉教育、ボランティア教育を実施します。	障害者支援施設等での体験学習のできる機会を設けています。	学校教育課 社会福祉協議会
ボランティア活動に向けた体験学習	障害のある人に対する理解と認識を深めるため、福祉施設等での体験学習の機会を充実します。		社会福祉協議会
ボランティアの育成	ボランティアを希望する人のため、手話奉仕員、傾聴ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティア育成を行います。	各種養成講座を実施しています。	社会福祉協議会
ボランティア活動への支援	ボランティアをしたい人、利用したい人への情報提供やコーディネートを行うとともに、活動団体への資金等の支援を実施します。	活動団体への資金の支援を実施とともに、「ボランティア・市民活動ガイドブック」や情報誌の発行、必要に応じてコーディネートを実施しています。	社会福祉協議会
ボランティア活動団体との連携	ボランティア活動団体と連携しながら、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。	関係機関・団体の意見交換、情報交換を通じて連携に努めています。	社会福祉協議会 福祉課

基本目標 5

安心して暮らせる住みよいまちづくり

主要課題 1 福祉のまちづくり

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。

町ではこれまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしています。しかし、バリアフリーの観点から町内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだまだ十分とはいえないのが現状です。

今後も神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や葉山町まちづくり条例の普及に努めるとともに、利用者の声に基づき、まちのバリアフリーを進めていきます。

キーワード

バリアフリーの推進

施策の方向 バリアフリーの推進

事業名	事業内容	実施状況	担当課
バリアフリーの推進	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請します。	県や町の条例の浸透に伴い、適切な配慮が進んでいます。	福祉課
道路環境の整備	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。	セイフティーブロック・フラットブロックによる段差解消対策や横断歩道部の視覚障害者誘導ブロック設置を進めています。	道路河川課

事業名	事業内容	実施状況	担当課
公共施設等の整備	<p>町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。</p>	<p>公共施設の一部のバリアフリー化は実施済みです。施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案しています。23年度に優先順位を考慮しながらオストメイト機器取付のトイレ改修を実施しました。</p>	<p>管財課 関係各課</p>

主要課題 2 防犯・防災対策の充実

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に、ひとりでは避難できないことをはじめ、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

特に、緊急時と避難先における専門的な対応のためには、消防や近隣医療機関と検討し十分な体制を確保しておく必要があります。また、安否確認や避難の手助けに関しては、障害のある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織との協働体制を確認しておくことは、いざという時の安心の確保のための重要な要素となります。

町では、防災無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、町内会・自治会の自主防災組織とも防災訓練等も実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。

また、障害のある人が、犯罪にまき込まれる機会も少なくありません。安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が課題です。

キーワード

特別なニーズの把握と救援システムの構築

障害者向け防災マニュアルの作成

防犯体制の確立

施策の方向 特別なニーズの把握と救援システムの構築

事業名	事業内容	実施状況	担当課
災害時要援護者の情報把握	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための要援護者等の情報把握（登録）を行います。	庁内関係各課の職員で構成する「災害時要援護者リスト作成検討会」を設置し、災害時要援護者リストの作成や災害時要援護者の避難支援などのために必要な「災害時要援護者避難支援プラン」の策定を進めています。	福祉課
地域支援体制の整備	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの災害時要援護者の地域支援体制の整備を図ります。		福祉課 総務課 (防災係)

() 災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々をいいます。

事業名	事業内容	実施状況	担当課
防災あんしんカードの周知	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。	手帳取得時に防災安心カードの配布、啓発を実施しています。	福祉課

施策の方向 障害者向け防災マニュアルの作成

事業名	事業内容	実施状況	担当課
災害時要援護者向け災害マニュアルの作成の推進	警察や消防など関係機関と連携しながら、災害弱者等の災害マニュアルの作成を推進します。	分かりやすい災害マニュアルの作成を推進していきます。 なお、策定済の「避難所運営マニュアル」では、災害時要援護者への配慮について定めており、避難所運営時に徹底するよう努めます。	福祉課 総務課 (防災係)
新規防災知識の普及	各種広報媒体を通じて、災害時要援護者の防災に関する知識の普及に努めます。		福祉課 総務課 (防災係)
防災訓練の推進	高齢者や障害者等災害時要援護者の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	各町内会・自治会と連携を図るとともに、各種広報媒体を活用しながら参加を呼びかけています。	福祉課 総務課 (防災係)

施策の方向 防犯体制の確立

事業名	事業内容	実施状況	担当課
防犯体制の確立の推進	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。	警察をはじめとした関係各所との連係に努めています。	福祉課

第 4 章

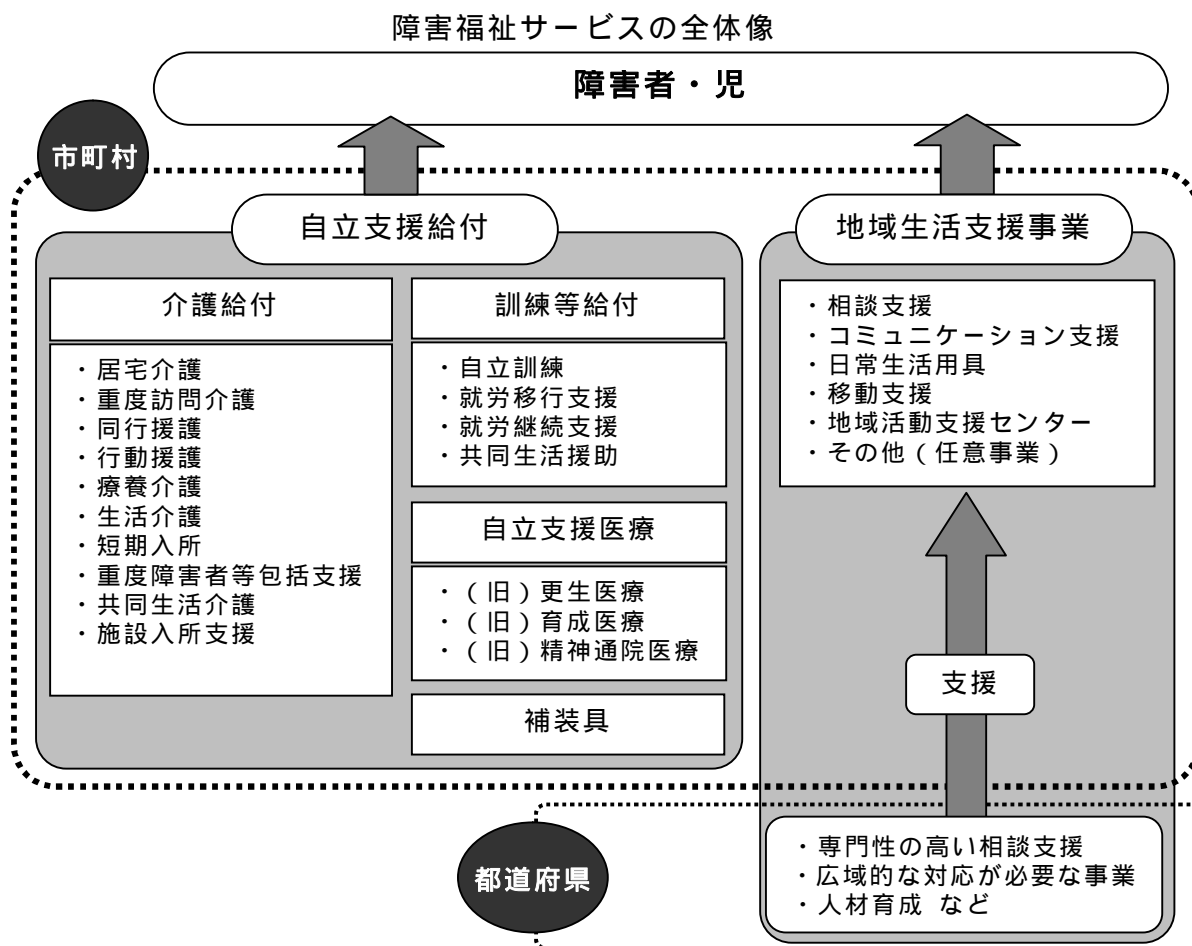
障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の方向 (障害福祉計画)

1 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の5つの必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。



「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたものを「障害福祉サービス」といいます。この「障害福祉サービス」+「地域生活支援事業」+「相談支援」が、「市町村障害福祉計画」で見込量を定めることとされているサービスです。

2 障害福祉サービス等の見込み

(1) 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)、「地域生活支援事業」及び「指定地域相談支援、指定計画相談支援」の各事業について見込量を定めます。

なお、障害者自立支援法の経過措置において、旧体系施設のサービス提供期間は平成23年度までと定められていることから、旧体系施設は平成24年3月までに新体系サービスへ移行する必要性がありました。そのため、平成23年度までのサービス量や利用者数は、旧体系及び新体系サービスの両方が含まれますが、平成24年度以降は新体系サービスのみとなります。

【単位の考え方】

サービス見込量は、各年度における1ヶ月あたりの総量を見込んだもので、単位の考え方は次のとおりです。

「時間」 月間のサービス提供時間

「人」 月間の実利用者数

「人日」 月間のサービス量

「(月間の実利用者数) × (1月あたりの平均利用日数)」で算出される1か月のサービスの総量。

(例：10人が1か月に平均20日ずつ利用すると仮定すると、月間のサービス量は200人日となります。)

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【介護給付】

種類	項目	説明
居宅介護 (ホームヘルプ)	内容	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる援助を行います。
	対象者	障害程度区分が1以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人。 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を利用する場合は、下記のいずれにも該当する人となります。 区分2以上に該当している。 認定調査項目のうち、それぞれ(ア)～(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている。 (ア)「歩行」「3.できない」 (イ)「移乗」「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」 (ウ)「移動」「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」 (エ)「排尿」「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」 (オ)「排便」「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」
重度訪問 介護	内容	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	対象者	障害程度区分が4以上で、下記のいずれにも該当する人。 二肢以上に麻痺等がある。 認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている。
同行援護	内容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人について、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
	対象者	(1)身体介護を伴わない場合 同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」で、「4」の点数が「1点以上」の人。 (2)身体介護を伴う場合 (1)の要件に併せ、下記のいずれにも該当する人。 障害程度区分が2以上に該当している。 認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外に認定されている。
行動援護	内容	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。
	対象者	障害程度区分が区分3以上であって、認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人。

種 類	項 目	説 明
重度障害者 等包括支援	内 容	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人について、障害福祉サービスを包括的に提供する。
	対象者	障害程度区分が6（障害児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人。 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある人のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害者等）または最重度知的障害者（重症心身障害等）のいずれかに該当する人。 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である人（強度行動障害等）。

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、退院可能な精神障害のある人のうち、居宅介護等の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用料等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障害のある人の人数やニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、居宅介護の支給決定を受けている38人のうち、同月のサービス利用者数は17人で、1ヶ月の一人当たりの平均利用時間は、29.6時間となっています。過去4年間（平成19～22年度）の同月の実績を比較すると、利用者数及び利用率（支給決定者数のうちの利用者の割合）はほぼ横這いとなっていますが、一人当たりの平均利用時間数は増加傾向にあります。これは、対象者の高齢化あるいは障害の重複化・重度化による介護時間数の増加、または、障害者自立支援法が施行され、より多くの人々が長時間の介護を受ける体制が整備されてきたことが主な要因となっていると考えられます。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、地域に事業所がほとんどなく、平成22年度までの利用実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、精神科病院から地域に移行した人を加え、各年度の総利用量を見込んでいます。また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、平成23年度中の利用が想定されることから、これを勘案して推計しています。なお、重度障害者等包括支援については、平成23年10月現在で、横須賀三浦地域でサービスを提供できる事業所がないことから、当面は利用がないことが見込まれます。

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の、外出時の移動の援護、移動に必要な情報を提供する「同行援護」が平成23年10月に創設されました。このサービスの利用対象者は、従来、市町村地域生活支援事業の「移動支援」を利用してきた視覚障害のある人等が想定され、当町においても利用が見込まれます。

居宅介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	18人	-	25人	23人	92.0%
総利用量	380.0時間	490.0時間	128.9%	400.0時間	251.0時間	62.8%	420.0時間	440.0時間	104.8%
平均利用量	-	-	-	-	13.9時間	-	16.8時間	19.1時間	113.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	28人	23人	82.1%	32人	17人	53.1%	38人	18人	47.4%
総利用量	485.0時間	507.0時間	104.5%	560.0時間	502.5時間	89.7%	680.0時間	500.4時間	73.6%
平均利用量	17.3時間	22.0時間	127.2%	17.5時間	29.6時間	169.1%	17.9時間	27.8時間	155.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	25人			29人			33人		
総利用量	709.0時間			823.0時間			937.0時間		
平均利用量	28.4時間			28.4時間			28.4時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

重度訪問介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	1人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	36.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	36.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	36.0時間			36.0時間			36.0時間		
平均利用量	36.0時間			36.0時間			36.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

同行援護（H23.10～）

	平成23年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度
	計画	見込み	達成率	見込み	見込み	見込み
利用者数		1人	-	1人	1人	1人
利用量		10.0時間	-	10.0時間	10.0時間	10.0時間
平均利用量		10.0時間	-	10.0時間	10.0時間	10.0時間

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

行動援護

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	1人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	28.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	28.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	28.0時間			28.0時間			28.0時間		
平均利用量	28.0時間			28.0時間			28.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

重度障害者等包括支援

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	0.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		
利用量	0.0時間			0.0時間			0.0時間		
平均利用量	0.0時間			0.0時間			0.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護【介護給付】

種類	項目	説明
生活介護	内容	常時介護を要する人について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる人。 障害程度区分が3以上の人 (障害者支援施設に入所する場合は区分4以上の人) 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が2以上の人 (障害者支援施設に入所する場合は区分3以上の人)

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、生活介護の支給決定を受けている26人のうち、すべての人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用日数は17.1日となっています。過去5年間(平成18~22年度)の同月の実績を比較すると、利用者数及び総利用量は大きく伸びています。また、一人当たりの平均利用日数は16~20日となっており、月の大半を生活介護事業所で過ごしていることが分かります。

生活介護事業所は、比較的、障害の重い人の日中活動の場としての役割が期待され、現在、横須賀三浦地域では複数の事業所が活動しています。特にこの2~3年の間に、旧体系の障害者支援施設や地域作業所から、複数の事業所が新体系である生活介護事業所への移行を果たしました。

障害のある人とその家族のニーズがあり、また、社会資源として施設の充実が図られてきたことから、生活介護事業の利用者数は、過去5年間(平成18~22年度)で大きな伸びを示しています。

【見込み量設定の考え方】

生活介護については、平成19年度実績~平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、精神科病院から地域に移行した人を加え、各年度の総利用量を見込んでいます。なお、平成23年度末までに旧体系の入所施設は施設入所支援及び生活介護事業所に、旧体系の通所施設は生活介護事業所への移行が予想されることから、平成23年10月現在で旧体系の施設(旧身体障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設)を利用している人については、平成24年度の利用者数(見込み)に含めています。

生活介護

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	6人	-	16人	13人	81.3%
総利用量	30人日	32人日	106.7%	60人日	99人日	165.0%	290人日	240人日	82.8%
平均利用量	-	-	-	-	16.5日	-	18.1日	18.5日	102.2%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	19人	13人	68.4%	43人	26人	60.5%	52人	29人	55.8%
総利用量	346人日	258人日	74.6%	813人日	444人日	54.6%	988人日	484人日	49.0%
平均利用量	18.2日	19.8日	109.0%	18.9日	17.1日	90.3%	19.0日	16.7日	87.9%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	63人			69人			75人		
総利用量	1,115人日			1,221人日			1,328人日		
平均利用量	17.7日			17.7日			17.7日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

種類	項目	説明
自立訓練 (機能訓練)	内容	身体障害のある人が、障害福祉サービス事業所に通うことで、当該事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障のある人。
自立訓練 (生活訓練)	内容	知的障害または精神障害のある人が、障害福祉サービス事業所に通うことで、当該事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害・精神障害のある人。

【国の基本方針】

< 機能訓練 >

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、施設に入所されている人の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

< 生活訓練 >

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、施設に入所されている人の地域生活への移行の数値目標、退院可能な精神障害のある人のうち、生活訓練の利用が見込まれる人の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、機能訓練の支給決定を受けている1人が、同月中に10日間利用しました。過去5年間（平成18～22年度）において、機能訓練は平成20年度に2人、平成21、22年度に1人ずつの利用がありました。生活訓練については、過去5年間で支給決定及び利用実績のいずれもありませんでしたが、平成23年度には1人が支給決定を受けています。

【サービス見込量と考え方】

機能訓練については、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。生活訓練については過去の実績はありませんが、平成23年度に1人が支給決定を受けていることから、機能訓練に準じて推計しています。

自立訓練（機能訓練）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	2人	2人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	0人日	0人日	-	40人日	25人日	62.5%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	20.0日	12.5日	62.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	2人	100.0%	3人	1人	33.3%	3人	1人	33.3%
利用量	40人日	22人日	55.0%	60人日	10人日	16.7%	60人日	13人日	21.7%
平均利用量	20.0日	11.0日	55.0%	20.0日	10.0日	50.0%	20.0日	12.6日	63.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	14人日			14人日			14人日		
平均利用量	14.3日			14.3日			14.3日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

自立訓練（生活訓練）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	15人日	0人日	0.0%	-	0人日	-	0人日	0人日	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	1人	0人	-	3人	0人	-	4人	1人	25.0%
利用量	20人日	0人日	-	60人日	0人日	-	80人日	13人日	16.3%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	20.0日	12.6日	63.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	13人日			13人日			13人日		
平均利用量	12.6日			12.6日			12.6日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(3) 就労移行支援【訓練等給付】

(平成26年度の数値目標については、124ページをご参照ください。)

種 類	項 目	説 明
就労移行支援	内 容	就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害のある人について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
	対象者	就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労移行支援の支給決定を受けている3人すべてが、同月中に平均19日利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)において、利用者数は僅かながら増加していますが、平均利用日数については、ほぼ横這いの状況にあります。

【見込み量設定の考え方】

就労移行支援については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、特別支援学校を卒業される人等の利用が見込まれる一方、当該事業の利用は最大2年間とされ、退所後は一般就労等が想定されること、地域における就労移行支援事業所の数が多いとは言えない状況にあること及び利用人数において過去の実績が計画に達していないことに鑑み、平成24年度以降はほぼ横ばいに推移することが見込まれます。

就労移行支援									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	1人	-	2人	2人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	15人日	3人日	20.0%	30人日	41人日	136.7%
平均利用量	-	-	-	-	3.0日	-	15.0日	20.5日	136.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	4人	3人	75.0%	6人	3人	50.0%	6人	3人	50.0%
利用量	60人日	65人日	108.3%	90人日	57人日	63.3%	90人日	52人日	57.8%
平均利用量	15.0日	21.7日	144.7%	15.0日	19.0日	126.7%	15.0日	17.3日	115.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	4人			5人			6人		
利用量	76人日			96人日			115人日		
平均利用量	19.1日			19.1日			19.1日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(4) 就労継続支援(A型)【訓練等給付】

(平成26年度の数値目標については、125ページをご参照ください。)

種類	項目	説明
就労継続支援(A型)	内容	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人について、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	対象者	企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の人(利用開始時65歳未満の人)。 具体的には次のような例が挙げられます。 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 企業等を離職した者等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して利用者数及びサービス量の見込みを定めます。設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労継続支援A型の支給決定を受けている7人のうち、5人が、同月中に平均15.8日利用しました。平成20年度～23年度は毎年利用がありましたが、特に平成23年度は、近隣地域の複数の地域作業所が

就労継続支援 A 型事業所に移行したことで、施設の充実が図られたため、例年以上に利用者数が拡大しました。

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援（A 型）については、平成 19 年度実績～平成 23 年度見込み（上半期 5 ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、平成 24 年度以降は、毎年 1 人ずつ（平均増加数）の増加を見込んでいます。

就労継続支援（A 型）									
	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	1人	1人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	0人日	0人日	-	15人日	14人日	93.3%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	15.0日	14.0日	93.3%
	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	2人	100.0%	3人	5人	166.7%	5人	6人	120.0%
利用量	30人日	23人日	76.7%	45人日	79人日	175.6%	75人日	104人日	138.7%
平均利用量	15.0日	11.5日	76.7%	15.0日	15.8日	105.3%	15.0日	17.3日	115.3%
	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	7人			8人			9人		
利用量	103人日			118人日			132人日		
平均利用量	14.7日			14.7日			14.7日		

上表の平成 23 年度以降の数値は、1 ヶ月あたりの見込み。

（5）就労継続支援（B 型）【訓練等給付】

種類	項目	説明
就労継続支援（B 型）	内容	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障害のある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような人が挙げられます。 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含みます）した結果、B 型の利用が適当と判断された人。 、に該当しない人で、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級を受給している人。

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して利用者数及びサービス量の見込みを定めます。設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額（事業所が利用者に対し、事業収入から必要経費を控除して支払う金額の平均額）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労継続支援B型の支給決定を受けている29人のうち、23人が同月中に平均13.1日利用しました。平成18年度～19年度は1人ずつ、平成20～21年度は4～6人の利用に留まっていますが、平成22年度には、旧体系の障害者支援施設や地域作業所の多くが新体系の就労継続支援B型事業所に移行したことから、利用人数が大きく伸びました。

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援（B型）については、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、平成24年度以降は、毎年1人ずつ（平均増加数）の増加を見込んでいます。

就労継続支援（B型）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	1人	-	-	1人	-	8人	6人	75.0%
利用量	15人日	21人日	140.0%	30人日	20人日	66.7%	120人日	102人日	85.0%
平均利用量	-	-	-	-	20.0日	-	15.0日	17.0日	113.3%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	9人	4人	44.4%	31人	23人	74.2%	41人	33人	80.5%
利用量	129人日	64人日	49.6%	432人日	301人日	69.7%	610人日	383人日	62.8%
平均利用量	14.3日	16.0日	111.9%	13.9日	13.1日	94.2%	14.9日	11.6日	77.9%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	40人			46人			52人		
利用量	577人日			663人日			749人日		
平均利用量	14.4日			14.4日			14.4日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(6) 旧法施設支援費 (通所)

【町の現状と実績】

障害者自立支援法の経過措置において、すべての旧体系の障害者支援施設は、平成23年度末までに新体系のサービス事業所に移行することを定めていることから、利用する人は平成23年度までとなります。

平成23年10月現在で利用している26人は、事業所の移行により、平成24年度移行は生活介護サービスを利用することが見込まれます。

旧法施設支援費 (通所)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	38人	-	-	32人	-	30人	27人	90.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	25人	31人	124.0%	3人	25人	833.3%	0人	25人	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(7) 療養介護【介護給付】

種類	項目	説明
療養介護	内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする次に掲げる障害のある人。 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っていて、障害程度区分が6の人。 筋ジストロフィーまたは重症心身障害があり、障害程度区分が5以上の人。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に療養介護の支給決定を受けている人、及び過去5年間(平成18年度～22年度)での利用実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成23年10月時点で、療養介護の対象疾患のある人は数人おられますが、いずれも在宅で過ごされ、入院中でないことから、当面の利用はないものと想定されます。

療養介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(8) 児童デイサービス【介護給付】

種 類	項 目	説 明
児童デイサービス	内 容	障害のある児童について、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通うことで、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
	対象者	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。 具体的には次のような例が挙げられます。 市町村等が行う乳幼児健診等で、療育の必要性が認められる児童。 児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している児童の数、障害のある児童のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害のある児童を対象とした事業との役割分担を踏まえ、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に児童デイサービスの支給決定を受けている人は30人で、そのうち27人が、同月中に平均3.6日利用しました。また、支給決定を受けている30人の児童のうち25人の児童は、町の事業として実施しているたんぼ教室を利用しています。

【見込み量設定の考え方】

児童デイサービスについては、平成24年度以降、児童福祉法に基づく児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業に再編されます。

児童デイサービス									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	15人	-	15人	10人	66.7%
利用量	-	52人日	-	-	78人日	-	78人日	55人日	70.5%
平均利用量	-	-	-	-	5.2日	-	5.2日	5.5日	105.8%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	16人	15人	93.8%	16人	28人	175.0%	17人	28人	164.7%
利用量	84人日	87人日	103.6%	84人日	102人日	121.4%	89人日	97人日	109.0%
平均利用量	5.3日	5.8日	109.4%	5.3日	3.6日	67.9%	5.2日	3.5日	67.3%

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(9) 短期入所【介護給付】

種 類	項 目	説 明
短期入所 (ショート ステイ)	内 容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害のある人について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。
	対象者	障害程度区分1以上の判定のある人。 厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する障害のある児童。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に短期入所の支給決定を受けている人は27人で、そのうち1人が、同月中に2日間利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)では、概ね3～5人が、平均2日間利用しています。

利用率(支給決定者数に対する利用者数の割合)が低調となっていますが、これは、ご家族の緊急時等を想定し、前もって支給決定を受けている場合が少なくないことが大きな理由となっています。

【見込み量設定の考え方】

短期入所については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

短期入所(ショートステイ)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	5人	-	5人	4人	80.0%
利用量	12人日	9人日	75.0%	13人日	12人日	92.3%	15人日	8人日	53.3%
平均利用量	-	-	-	-	2.4日	-	3.0日	2.0日	66.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	8人	3人	37.5%	11人	1人	9.1%	15人	7人	46.7%
利用量	28人日	6人日	21.4%	45人日	2人日	4.4%	62人日	20人日	32.3%
平均利用量	3.5日	2.0日	57.1%	4.1日	2.0日	48.8%	4.1日	2.9日	70.7%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	8人			9人			10人		
利用量	18人日			21人日			23人日		
平均利用量	2.3日			2.3日			2.3日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

3 居住系サービス

(1) 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

種 類	項 目	説 明
共同生活介護 (ケアホーム(CH))	内 容	共同生活を営むべき住居に入居している人について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
	対象者	障害程度区分が2以上に該当する身体障害のある人(65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限ります。)、知的障害及び精神障害のある人。
共同生活介護 (グループホーム (GH))	内 容	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
	対象者	障害程度区分が1以上に該当する身体障害のある人(65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限ります。)、知的障害及び精神障害のある人。

【国の基本方針】

福祉施設からケアホームまたはグループホームへ移行する人について、施設入所している人の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している人の数、ニーズ、退院可能な精神障害のある人のうち共同生活介護または共同生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して見込んだ人数から、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在でケアホームの支給決定を受けている15人のうち、13人がケアホームを利用しています。また、グループホームは平成23年10月現在で1人が支給決定を受けています。

過去5年間(平成18年度～22年度)の利用者数はほぼ横這いとなっていますが、ケアホーム・グループホームを含め、住まいに関しては高いニーズが潜在しています。

【見込み量設定の考え方】

ケアホーム、グループホームのいずれも、過去5年間(平成18年度～22年度)の利用人数の増減はほとんどありませんが、利用に関するニーズ及びサービス提供事業所の確保の可能性等を勘案し、本計画作成時点において可能と思われる利用者数を見込んでいます。

共同生活介護（ケアホーム（CH））・共同生活援助（グループホーム（GH））

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
CH利用者数	12人	12人	100.0%	12人	13人	108.3%	17人	9人	52.9%
GH利用者数		0人	-		0人	-		0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
CH利用者数	17人	13人	76.5%	21人	13人	61.9%	25人	13人	56.0%
GH利用者数		0人	-		0人	-		1人	
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
CH利用者数	14人			15人			16人		
GH利用者数	1人			1人			1人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(2) 施設入所支援【介護給付】

(平成26年度の数値目標については、121ページをご参照ください。)

種 類	項 目	説 明
施設入所支援	内 容	その施設に入所する人について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	対象者	生活介護を受けていて、障害程度区分が4以上(50歳以上の人にあつては区分3)である人。 自立訓練または就労移行支援(以下、「訓練等」といいます。)を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。

【国の基本方針】

第1期計画(平成17年10月1日)時点の施設入所者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を削減した上で、ケアホーム等での対応が困難な人の利用といった、真に必要と判断される人を加えた人数から、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。なお、当該見込み数は、平成26年度末時点で、第1期計画の施設入所者数の3割以上が地域へ移行し、1割以上の人が入所者数から削減されることを基本とします。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在で、施設入所支援の支給決定を受けている人は12人で、そのうち11人が利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)の利用者数は、旧体系施設の新体系への移行に伴い微増していますが、平成24年度以降は、現在の人数に4名の人が増えることが見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

施設入所支援については、平成24年3月末時点で16人の利用が見込まれます。平成24年度以降の入所施設からの地域移行については、介護者の高齢化が進んでいることや社会資源が充分でないこと、あるいは平成18年度以降、地域移行が進められてきたことに鑑みると、これまで以上の地域移行は困難となることが予測されます。

施設入所支援									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	1人	-	8人	9人	112.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	10人	9人	90.0%	13人	11人	84.6%	18人	14人	77.8%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	16人			16人			16人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(3) 旧法施設支援（入所）

【町の現状と実績】

障害者自立支援法の経過措置において、すべての旧体系の障害者支援施設は、平成23年度末までに新体系のサービス事業所に移行することを定めていることから、利用する人は平成23年度までとなります。

平成23年10月現在で利用している4人は、事業所の移行により、平成24年度移行は施設入所支援＋生活介護サービスを利用することが見込まれます。

旧法施設支援（入所）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	13人	21人	161.5%	13人	20人	153.8%	13人	14人	107.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	10人	12人	120.0%	6人	7人	116.7%	0人	3人	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(4) 相談支援 (サービス利用計画作成)

事業名	内 容
相談支援事業	サービス利用に関する調整が困難な人で、特に計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談やサービス利用計画の作成等の支援を行います。

【現状と実績】

平成18年度～22年度までの間、当町においてサービス利用計画の利用実績はありません。この状況は全国的なもので、神奈川県内の市町村においても同様の傾向が見られます。

障害福祉サービス利用計画の作成については、国・県とともに推奨しているところですが、利用・作成が進まないことの原因として、計画を利用するためには市町村の支給決定が必要となっていること（本来、その「支給決定」を行うために必要なもので、鶏と卵の関係になっています）対象が限定されていること（重度障害者等のみ）、制度の周知が徹底されていないことが、主な要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

過去の実績から推計した平成26年度の障害福祉サービス支給決定者数をサービス利用計画の作成が必要な人数と見なし、平成24年度からの3カ年で平均的に作成するものとして見込んでいます。

一方、地域移行支援、地域定着支援については、精神科病院から地域移行する人の利用が想定されます。

指定相談支援 (サービス利用計画作成)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	0人	-	-	0人	-	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	0人	0.0%	4人	0人	0.0%	8人	0人	0.0%

上表の平成23年度の数値は、月間の見込み。

相談支援 (計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	4人/月	4人/月	3人/月
地域移行支援	1人/年	1人/年	1人/年
地域定着支援	1人/年	1人/年	1人/年

上表のうち、計画相談支援は月間の見込み、地域移行支援及び地域定着支援は年間の見込み。

4 地域生活支援事業の概要

事業名	内容	備考
相談支援事業	障害のある人の地域生活に関する総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整等の支援を行います。	利用者負担：なし
コミュニケーション支援事業	聴覚障害や言語機能障害のため、意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者の派遣などを行います。	利用者負担：なし
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。 平成18年10月に品目が一部変更となり、ストマ用装具や紙おむつなど従来の補装具から日常生活用具に移行した品目があります。	利用者負担：原則1割 (所得に応じた月額上限負担額の設定)
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。	利用者負担：原則1割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進など、障害のある人の日中における活動の場を提供します。 定員規模や事業所によって活動内容が異なります。	利用者負担：なし
更生訓練費給付事業	身体障害者施設に入所し、更生訓練を受けている身体障害のある人に、更生訓練費を支給します。	利用者負担：なし
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。	利用者負担：原則1割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
訪問入浴サービス事業	重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。	利用者負担：なし

5 地域生活支援事業の見込み

(1) 見込量の設定について

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を市町村が主体となり実施できることとされています。

葉山町では、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須5事業に加え、日中一時支援事業、更生訓練費給付事業、訪問入浴サービス事業の任意事業を実施するため、各事業について見込量を定めます。

(2) 相談支援事業

【現状と実績】

平成23年10月現在、葉山町では(福)湘南の凧及び(NPO)地域生活サポートまいんどの2事業所に、相談支援事業を委託しています。

【見込み量設定の考え方】

平成24年4月以降、相談支援事業は一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援の3つが設定されることから、葉山町においても、国や県の動向を見ながら、適正に対応していきます。

サービス名	実績					見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会(有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有

上表の平成23年度以降の数値は、実施の見込み。

(3) 日常生活の支援

コミュニケーション支援

【現状と実績】

当町では、聴覚に障害のある人の窓口でのコミュニケーションを支援するため、毎週月曜日（平成23年4月までは隔週）、福祉課に手話通訳者を設置しています。また、聴覚障害者の外出先でのコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣事業を行っています。

【見込み量設定の考え方】

手話通訳者の設置人数は、平成24年度以降も現行どおりの人数を予定しています。また、派遣については、過去5年間（平成18年度～22年度）の実績の平均利用者数から推計しています。

サービス名	実績					見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	手話通訳者派遣事業	12人	17人	16人	11人	10人	13人	13人	13人

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

日常生活用具の給付

【現状と実績】

利用者数は年々微増しており、特に、排泄管理支援用具の利用が大きな割合を占めています。

【見込み量設定の考え方】

平成19年度～平成22年度実績の増減率及び増減数を基に、各年度の総利用量を見込んでいます。

サービス名	実績					見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	2件	0件	1件	0件	3件	1件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	1件	2件	3件	3件	4件	5件	6件	7件
在宅療養等支援用具	2件	4件	6件	3件	2件	2件	3件	3件	4件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	4件	2件	2件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	71件	84件	82件	88件	98件	106件	116件	126件	137件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	78件	89件	92件	98件	108件	115件	126件	137件	150件

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

移動支援事業

【現状と実績】

平成23年3月現在、移動支援の支給決定を受けている49人のうち、29人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用時間数は12.2時間となっています。過去5年間（平成18～22年度）の同月の実績を比較すると、利用者数及び総利用量は年度によりばらつきがあるものの、若干の増加傾向が見られます。これは、町内の移動支援提供事業者の増加、余暇の過ごし方の多様化または葉山町の地域特性等から利用ニーズがより増えてきたことが、主な要因となっていると考えられます。

【見込み量設定の考え方】

移動支援事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

移動支援事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	12箇所	12箇所	100.0%	12箇所	12箇所	100.0%	13箇所	13箇所	100.0%
利用者数	15人	24人	160.0%	17人	25人	147.1%	27人	24人	88.9%
利用量	175時間	256.0時間	146.3%	192時間	316.0時間	164.6%	340時間	260.5時間	76.6%
平均利用量	11.7時間	10.7時間	91.5%	11.3時間	12.6時間	111.5%	12.6時間	10.9時間	86.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	14箇所	14箇所	100.0%	15箇所	16箇所	106.7%	15箇所	17箇所	113.3%
利用者数	29人	27人	93.1%	31人	29人	93.5%	33人	37人	112.1%
利用量	364時間	282.0時間	77.5%	388時間	355.0時間	91.5%	412時間	318.2時間	77.2%
平均利用量	12.6時間	10.4時間	82.5%	12.5時間	12.2時間	97.6%	12.5時間	8.6時間	68.8%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	17箇所			17箇所			17箇所		
利用者数	40人			43人			46人		
利用量	424.0時間			455.8時間			487.6時間		
平均利用量	10.6時間			10.6時間			10.6時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1か月あたりの見込み。

(4) 地域活動支援センター

【現状と実績】

葉山町では、精神障害のある人を対象に、地域活動支援センター事業を町内外で実施しています。町外の地域生活サポートセンターとらいむは、鎌倉市及び逗子市とともに、制度が創設された平成18年度からNPO法人地域生活サポートまいんどに委託し、事業を実施してきました。一方、町内における日中活動等の場のニーズが高まったことを受け、平成22年10月から、NPO法人青い麦の会に地域活動支援センター事業を委託し、葉山町地域活動支援センターポートとして、事業を開始しました。

【見込み量設定の考え方】

町内外のいずれの地域活動支援センターも、設置数はそのまま推移するものとします。また、利用者数等については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

地域活動支援センター（町内）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	0箇所	0.0%	1箇所	0箇所	0.0%	0箇所	0箇所	-
利用者数	10人	0人	0.0%	10人	0人	0.0%	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	0箇所	0箇所	-	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	0人	0人	-	9人	33人	366.7%	11人	45人	409.1%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	54人			54人			54人		

地域活動支援センター（町外）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	10人	15人	150.0%	10人	16人	160.0%	18人	18人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	20人	12人	60.0%	22人	14人	63.6%	24人	14人	58.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	14人			14人			14人		

上記2表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。なお、平成18、19年度の実施箇所は、町内外合わせてのもの。

(5) その他の事業 (任意事業)

日中一次支援事業

【現状と実績】

平成23年3月現在、日中一次支援の支給決定を受けている6人のうち、2人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用日数は0.8日となっています。過去5年間(平成18~22年度)の同月の実績を比較すると、利用者数は月に1~2人で、利用日数は年度によりばらつきがあります。これは、当該事業の利用目的が介助者のレスパイトを図ることにあることから、万一に備え支給決定を受け、緊急時や休息を必要とする際に利用していることが要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績~平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

日中一次支援事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	0箇所	2箇所	-	1箇所	2箇所	200.0%	2箇所	2箇所	100.0%
利用者数	0人	1人	-	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
利用量			-		1.5日	-		0.5日	-
平均利用量			-		1.5日	-		0.5日	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	2箇所	2箇所	100.0%	2箇所	3箇所	150.0%	3箇所	3箇所	100.0%
利用者数	2人	1人	50.0%	2人	2人	100.0%	2人	2人	100.0%
利用量		5.3日	-		1.5日	-		6.0日	-
平均利用量		5.3日	-		0.8日	-		3.0日	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	3箇所			3箇所			3箇所		
利用者数	3人			4人			5人		
利用量	9日			12日			15日		
平均利用量	3.0日			3.0日			3.0日		

上表の平成23年度以降の数値は、1か月あたりの見込み。

2 更生訓練費給付事業

【現状と実績】

平成18年度以降、毎年1人が利用しています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）を参考に、1か月あたりの利用者数を見込んでいます。

更生訓練費給付事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	1人			1人			1人		

上表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。

3 訪問入浴事業

【現状と実績】

平成18～21年度は毎年2人が利用してきましたが、平成22年度以降は1人が利用しています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）を参考に、1か月あたりの利用者数を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所		1箇所	-		1箇所	-	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数		2人	-		2人	-	2人	2人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	3人	2人	66.7%	3人	1人	33.3%	4人	1人	25.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	2人			2人			2人		

上表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

7 平成26年度における目標値

国は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする基本指針を作成することとされています。

一方、市町村においては、この基本指針（平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正）に即して、障害福祉計画を作成することとされています（障害者自立支援法第88条）。

葉山町障害者福祉計画では、各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込み量とその確保のための方策、並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等についての検討結果を踏まえ、平成26年度を目標年度とした次のような数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、ケアホーム・グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【参考】国の基本指針

- ・第1期障害福祉計画策定時の入所施設の入所者数の3割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成26年度末時点の施設入所者数を第1期障害福祉計画策定時の施設入所者数から1割以上削減する。

児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数 (A)	21人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【目標値】地域生活移行数(B)	5人	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	23%	(B/A) 県の目標は14%
平成26年度末の入所者数(C)	16人	平成26年度末の利用人員見込
【目標値】入所者削減見込(D)	5人	差引減少見込数(A-C)
削減率	23%	(D/A) 県の目標は5%

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【平成23年度末見込み】

項目	人数	備考
施設入所者数 (A)	21人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【見込み】地域生活移行数(B)	3人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の見込み
地域生活移行率	14%	(B/A) 県の目標は14%
平成23年度末の入所者数(C)	17人	平成23年度末の利用人員
【見込み】入所者削減見込(D)	4人	差引減少見込数(A-C)
削減率	19%	(D/A) 県の目標は5%

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【目標の達成に向けて】

ケアホーム・グループホームなどの生活基盤整備については、近隣市と連携し、必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標は、都道府県障害福祉計画において設定されますが、このことは、各市町村の地域相談支援及び障害福祉サービスの見込量に影響します。町では、二つの着眼点を基に県が示す目標値を参考とし、障害福祉サービスの見込み量に反映します。

【参考】国の基本方針

<二つの着眼点>

- ・ 1年未満入院者の平均退院率
- ・ 5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数

【目標値（参考）】

項目	人数	備考
地域移行支援による退院者数の見込み	1人/年	神奈川県が示した目標値を参考に見込みます。

【目標の達成に向けて】

長期に入院していた精神障害のある人が円滑に地域生活を送るためには、身近な相談相手や専門的な相談支援員と繋がること、障害福祉サービスを上手に活用すること、地域活動へ参加することなどが必要ですが、精神科病院から地域に移行する際、これらを施設または病院のスタッフだけでアセスメントすることは困難な場合があります。

精神障害のある人の円滑な地域移行を果たすために、葉山町自立支援協議会で検討することで、社会資源の充実や本人に関する情報や個別支援計画の共有を諮ります。また、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々な支援体制づくりに取り組みます。

地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の人数及び平成26年度中に就労移行支援事業または就労継続支援事業（A型）を利用する人の人数の目標を設定します。

平成26年度における、福祉施設から一般就労に移行する人の人数

【参考】国の基本方針

ここでいう福祉施設とは、障害者支援施設及び生活介護事業、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業（A型・B型）を行う事業所または施設を指し、地域活動支援センター等は含みません。

目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることとし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

国の基本方針のとおり、福祉施設から一般就労への移行に取り組むよう努めるものの、地域における就労先の確保は依然困難な状況にあり、また、過去の就労実績の平均人数が1.2人であることに鑑み、平成26年度における移行者数の目標値は2人（平成17年度の2倍）とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労 移行者数	2人 2倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

平成26年度における、福祉施設を利用する人のうち、就労移行支援事業を利用する人の人数

【参考】国の基本方針

【就労移行支援事業の利用者数】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

葉山町における福祉施設の利用者のうち、生活介護及び就労継続支援B型の利用者の占める割合は非常に高く、平成26年度末においては約88%となります。また、地域における就労移行支援事業所の数が多いとは言えない状況にあること及び利用人数において過去の実績が計画に達していないことに鑑み、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から推計した利用者数である6人（4.1%）を目標値とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	144人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	6人 4.2%	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

平成26年度における、就労継続支援を利用する人のうち、就労継続支援A型を利用する人の人数

【参考】国の基本方針

【就労継続支援（A型）事業の利用者の割合】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労移行継続事業（A型）を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

葉山町における就労継続支援の利用者のうち、就労継続支援B型の利用者の占める割合は非常に高く、平成26年度末においては約85%となります。

地域における就労継続支援事業所は増えてきましたが、利用者の障害特性や障害の重さ、または就労継続支援B型事業所の数から、依然、就労継続支援B型事業のニーズは高い傾向にあります。このことから、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から推計した利用者数である9人（15%）を目標値とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者数（A）	9人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型）事業 の利用者数	52人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型＋B型） 事業の利用者数（B）	61人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援（A型）事業の 利用者の割合（A）／（B）	14.8%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

【目標の達成に向けて】

十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。

葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。

一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

（参考）一般就労と福祉的就労

一般就労とは、民間企業等（特例子会社を含む）で雇用関係に基づき働くことや在宅での就労のことを意味します。一方、福祉的就労とは、障害福祉サービス事業所や地域作業所、地域活動支援センターでの就労のことを意味します。

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人を支えるためのネットワーク体制の構築や支援体制の整備を検討するなど、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者自立支援法では「地域自立支援協議会」が定められています。

葉山町では、平成20年3月に葉山町自立支援協議会を設置し、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議してきました。

これまで、相談支援体制の充実等を大きな課題として検討してきましたが、今後は、これらを引き続き検討するとともに、就労支援体制の充実に関する検討、あるいは福祉施設や精神科病院から地域に移行する人のための支援体制の整備など、さらなる取り組みの拡大・充実を考えていきます。

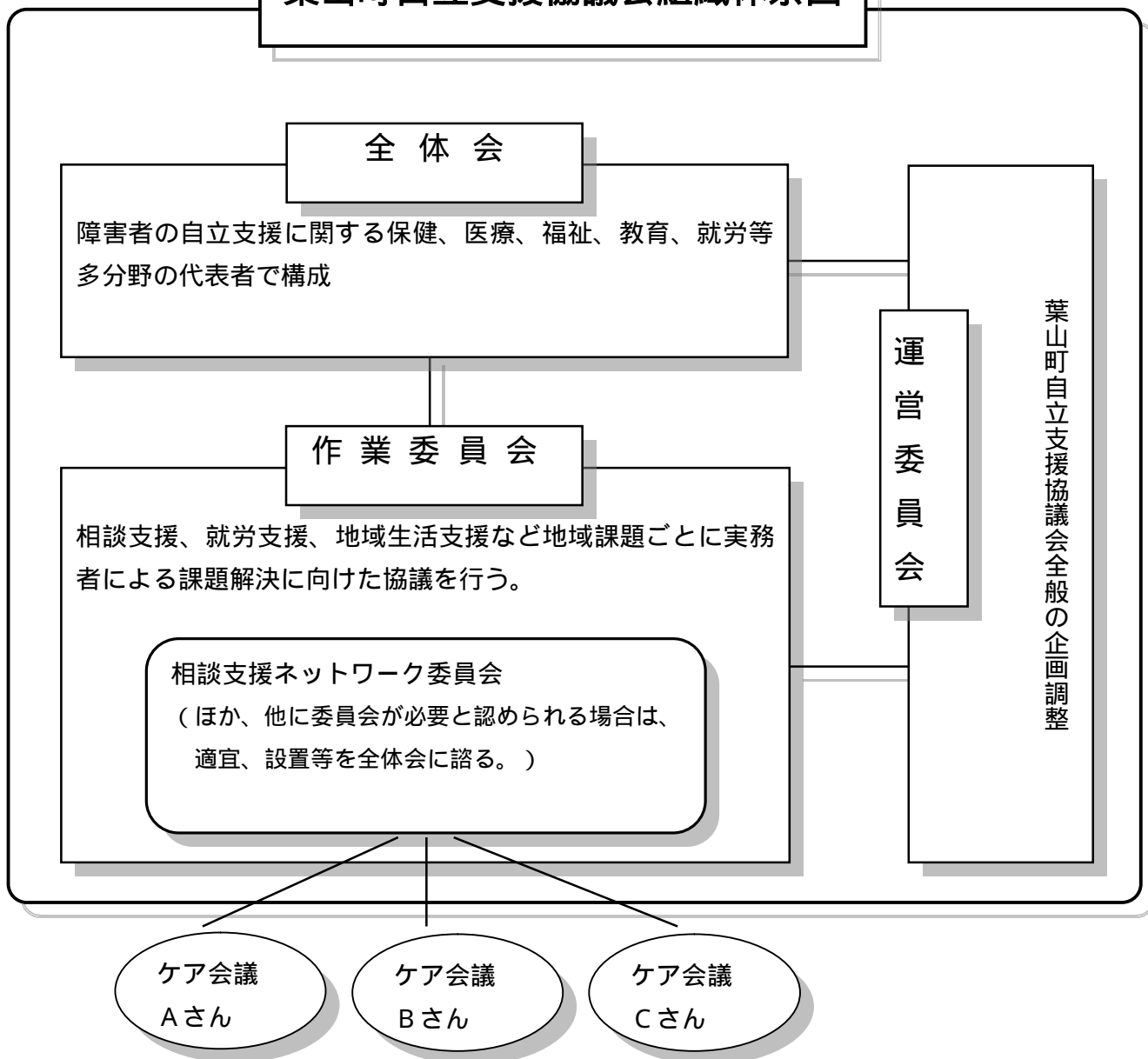
【構成メンバー】

障害者団体の代表者、指定相談支援事業者の職員、障害福祉サービス提供事業所の職員、地域福祉関係者（民生委員、社会福祉協議会の職員等）、保健、医療、教育または雇用関係者、関係行政機関の職員など、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

【協議事項】

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等の実施
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します)
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発と改善等に関すること
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の実施に関すること
- (6) その他町が必要と認める事項に関すること

葉山町自立支援協議会組織体系図



相談支援の作業委員会は平成20年度に立ち上げています(太枠)。

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、葉山町自立支援協議会と連携を図りながら、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

(4) 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。